

令和6年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度分)報告書
～ 令和5年度における事務の管理及び執行状況 ～



令和6年8月

西東京市教育委員会

【目 次】

第1	概要	2
第2	教育目標・基本方針・施策体系図	3
第3	西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価	6
1	主体的・対話的で深い学びの実現（西東京ふるさと探究学習の充実）	6
2	情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実 （個別最適な学びと協働的な学び）	8
3	子どもの読書環境整備 （西東京市子ども電子図書館サービスの導入）	10
4	校内委員会の充実	12
5	スクールソーシャルワーカーの派遣	14
6	不登校の未然防止	16
7	地場産農産物の積極的活用	18
8	学校施設個別施設計画の策定	20
9	部活動の在り方	22
10	放課後子供教室	24
11	地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究 （コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進）	26
12	各種機関・組織等との連携（まちなか先生（出前講座）の実施）	28
13	学びの活動の循環の形成	30
14	誰でも学べる学習機会の提供	32
15	レファレンスサービス（調べもの支援）の充実 （西東京市図書館を使った調べる学習コンクール）	34
16	下野谷遺跡の保存・活用	36
第4	西東京市教育計画（西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）） の取組状況について	38
第5	教育委員会の活動状況	74
第6	点検及び評価に関する有識者からの意見	76
<資 料>	（1） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	82
	（2） 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況についての点検及び評価実施要綱	83
	（3） 西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）の用語解説	84

第1 概要

本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、令和5年度の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った結果を示したものです。

これは、教育委員会が所掌する事務について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、結果を公表することにより、効果的に教育行政を推進するとともに、市民の皆様への説明責任を果たしていくという趣旨によるものです。

西東京市教育委員会では、平成31年3月に「西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）」を策定しており、令和5年度は計画期間の最終年度に当たります。

令和5年度は、近年のコミュニティ・スクールの拡充に伴い、地域に開かれた教育課程を推し進めるため、全市立小・中学校に「西東京ふるさと探究学習」として、地域をテーマとした総合的な学習の時間の単元を位置付け、より発展した子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現を目指しました。

また、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために、「西東京市学校施設個別施設計画」を策定しました。

教育計画の内容を着実に進めた一方で、課題や改善点等を整理し、令和6年3月に「西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）」を策定するなど、教育計画の内容の見直しにも取り組みました。

本報告書は、第1から第6によって構成されており、「第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価」では教育計画における、令和5年度の主な施策事業である16項目について、「取組成果」、「自己評価」、「今後の課題・改善点」などの項目に分けて詳細な点検及び評価を行っています。

点検評価は、教育委員会が自らで行うものですが、客観性を確保するため、報告書の作成に当たって3人の学識経験者等から貴重な御意見をいただいております。「第6 点検及び評価に関する有識者からの意見」ではその御意見を掲載しています。学識経験者等には対象事業の総覧を行っていただく中で、令和6年7月18日及び7月31日に開催したヒアリングを中心とした会議においては、本報告書掲載の御意見以外にも貴重な御助言をいただきました。

いただいた御意見及び御助言を含め、本点検及び評価の結果を今後の教育行政に生かしてまいります。

第2 教育目標・基本方針・施策体系図

【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合えることができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【教育計画の基本方針】

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていけるよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）における施策体系図

※太字の表記は、令和 5 年度の主要な施策として「第 3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価」の対象としている施策・事業です。

基本方針	
方向	施策
基本方針 1 子どもの「生きる力」の育成に向けて	
方向 1 社会の変化に応える確かな学力の育成	①きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用 ②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進 【主要事務事業 1：主体的・対話的で深い学びの実現 （西東京ふるさと探究学習の充実）】 ③教育の情報化による学習指導の質の向上 【主要事務事業 2：情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実 （個別最適な学びと協働的な学び）】 ④持続可能な開発のための教育（E S D）の推進
方向 2 豊かな心を育む教育の実現	①人権教育の推進 ②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進 ③道徳教育の充実 ④読書活動の推進 【主要事務事業 3：子どもの読書環境整備 （西東京市子ども電子図書館サービスの導入）】
方向 3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進	①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進 ②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立
方向 4 一人ひとりを大切にする教育の推進	①校内体制の充実 【主要事務事業 4：校内委員会の充実】 ②個に応じた教育実践の内容の充実 ③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実
基本方針 2 子どもの「心の健康」の育成に向けて	
方向 1 相談・支援の充実	①教育相談センターにおける相談・支援の充実 ②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実
方向 2 学校における教育支援体制の充実	①児童・生徒の「心の健康」の育成 ②学校と教育委員会との連携による支援の充実 【主要事務事業 5：スクールソーシャルワーカーの派遣】 ③不登校への対応 【主要事務事業 6：不登校の未然防止】
方向 3 学校を支える多様な教育資源の充実	①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備

- ①小中一貫教育の推進
- ②学校の教育環境の整備
- ③学校給食環境の整備
【主要事務事業7：地場産農産物の積極的活用】
- ④情報教育環境の整備
- ⑤学校施設の適正規模・適正配置と維持管理
【主要事務事業8：学校施設個別施設計画の策定】

方向2 学校経営改革の推進

- ①学校組織の活性化
【主要事務事業9：部活動の在り方】
- ②学校における働き方改革の推進

方向3 学校を核とした地域づくりの推進

- ①地域と学校の連携・協働の仕組みづくり
【主要事務事業10：放課後子供教室】
【主要事務事業11：地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究
(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進)】
【主要事務事業12：各種機関・組織等との連携
(まちなか先生(出前講座)の実施)】
- ②安全・安心な教育環境の推進

方向4 家庭における教育力の向上

- ①家庭教育に関する学びの機会の充実

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興

- ①生涯学習推進体制の充実
- ②生涯学習情報を提供する体制の整備
- ③学びを通じた地域コミュニティづくり
【主要事務事業13：学びの活動の循環の形成】

方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実

- ①誰でも学べる機会の充実
【主要事務事業14：誰でも学べる学習機会の提供】
- ②ライフステージに応じた学びの機会の充実

方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

- ①公民館機能の充実
- ②図書館機能の充実
【主要事務事業15：レファレンスサービス（調べもの支援）の充実
(西東京市図書館を使った調べる学習コンクール)】
- ③文化財の保存と活用の充実
【主要事務事業16：下野谷遺跡の保存・活用】
- ④その他地域の学習資源の充実

第3 西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価

項目番号	1	主管課	教育指導課
1 評価対象事業			
主体的・対話的で深い学びの実現（西東京ふるさと探究学習の充実）			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	1	子どもの「生きる力」の育成に向けて	
方向	1	社会の変化に応える確かな学力の育成	
施策	②	学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進	
3 取組事業の概要			
知識及び技能が習得されるようにすること、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図る。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
コミュニティ・スクールの拡充に伴い、地域に開かれた教育課程を推し進めるため、令和5年度から全市立小・中学校の教育課程に「西東京ふるさと探究学習」を位置付け、地域をテーマとした魅力ある総合的な学習の時間の単元を、各校において児童・生徒が課題意識を持って主体的に探究できるようにするとともに、校内研修の充実や学校訪問等による指導・助言を通して、教員のカリキュラム・マネジメント力並びに授業力の向上を図る。			
また、管理職研修や学校マネジメント講座等の各種研修の充実や、コミュニティ・スクール推進委員会の新設等を通じ、教職員一人ひとりの意識の醸成と校内組織の活性化を図り、学校運営協議会や地域学校協働活動等、保護者や地域との連携に努め、児童・生徒の探究的な学びの充実を進める。			
5 年度当初の事業指標等			
西東京ふるさと探究学習の充実に向けた主な取組			
4月 令和5年度教育課程への位置づけ、 学校運営協議会による承認 4月～令和6年3月 ・各種研修の実施 ・学校訪問等による指導・助言 令和6年3月 コミュニティ・スクール推進委員 による実践発表、情報共有 4月～令和6年3月 各校における地域の実態に応じた魅力 ある単元の開発と探究活動の実施 10月～12月 取組の評価 今後の方策の検討 令和6年3月 次年度の計画作成			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	指導者 1,500 円/1 h、補助者 1,000 円/1 h		
実績値等	コミュニティ・スクール推進委員会 2 回開催		
(2) 取組内容			
令和5年度から全市立小・中学校の教育課程に「西東京ふるさと探究学習」として、地域をテーマとした総合的な学習の時間の単元を位置付けた。			
また、コミュニティ・スクール推進委員会を新設し、第1回では各学校が設定した単元に基づく指導の工夫がなされていることについて確認し、情報交換を行うことにより共通理解を図った上で、年度末の第2回では実践発表を行い、成果報告を行った。			
また、学校訪問等による指導・助言を行うとともに、管理職研修や学校マネジメント講座等においては、職層に応じて主体的・対話的で深い学びや探究学習に関する理解と実践に係る研修を実施した。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

コミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げ、「西東京ふるさと探究学習」の共通理解を図った。
また、各種研修の実施や学校訪問等による指導・助言を通して、教職員の教科横断的な授業づくりをはじめとするカリキュラム・マネジメント力や授業力の向上につなげた。

単元の開発や探究活動においては、主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業づくりを行うとともに、児童・生徒自らが課題を見出し探究的に課題解決を進めることのできる単元計画を意識し、「西東京ふるさと探究学習」の成果と課題を実践事例集としてまとめ、公開したことで、当該事業の充実により近づけたことからA評価とした。

8 今後の課題・改善点

コミュニティ・スクールの拡充に伴い、地域に開かれた教育課程を推し進めるため、「西東京ふるさと探究学習」を全校が実施したことにより、各学校の学習内容が充実したものとなったが、今後は地域との連携を図った内容を継続的にを行い、各校の教育課程にしっかりと根付かせていくことが必要である。

今後は教員に対して「西東京ふるさと探究学習」で培った主体的・対話的で深い学びの視点をどの教科でも持つことができるよう指導・助言することで、各学校において児童・生徒の主体的に学ぶ力を向上させるとともに、校内研修の充実や学校訪問等による指導・助言を通して、引き続き教員のカリキュラム・マネジメント力及び授業力の向上を図る。

○参考資料



【西東京ふるさと探究学習 実践事例集】



【コミュニティ・スクール推進委員会】

項目番号	2	主管課	教育指導課
1 評価対象事業			
情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（個別最適な学びと協働的な学び）			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	1	子どもの「生きる力」の育成に向けて	
方向	1	社会の変化に応える確かな学力の育成	
施策	③	教育の情報化による学習指導の質の向上	
3 取組事業の概要			
情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図る。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図る。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
指導方法や指導体制の工夫改善により、「個別最適な学び」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。			
また、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させる。			
教育委員会主催の研修会や主任会、研究奨励校、学校訪問等を通じ「令和の日本型教育」における「個別最適な学び」と「協働的な学び」について指導・助言し、教員一人ひとりがICTを活用した主体的に学ぶ授業を展開することができるよう教員の資質向上を図る。			
5 年度当初の事業指標等			
「中堅教諭資質向上研修Ⅰ」 「研究奨励校」のアンケートにて、 「個別最適な学びと協働的な学びの意識及び理解が向上した」と回答した教員の割合 C評価 80%未満 B評価 80%以上 90%未満 A評価 90%以上			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	761,539 円 【内訳】教育研究奨励費（指定校）731,539 円、講師謝金 30,000 円		
実績値等	研究発表会 1 回実施（東伏見小学校、谷戸第二小学校） 西東京市GIGAスクール構想研修会 2 回実施 中堅教諭資質向上研修 8 回実施		
(2) 取組内容			
市内小・中学校普通教室にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するためにWi-Fiの整備を行った。			
市内小学校2校を研究奨励校に指定し、情報活用能力等の資質・能力を各教科等に汎用させることを中心に研究を推進した。			
中堅教諭資質向上研修や西東京市GIGAスクール構想研修会等では「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実について、指導・助言を行った。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
研究奨励校2校が研究の成果を都や市内学校に発表した。谷戸第二小学校はタブレットを活用して伝え合いをどのように行うか、表現方法の工夫等について、研究した成果を発表し、東伏見小学校では情報を収集、整理・分析してわかりやすく自分の考えを表現する児童の育成を目指し成果を発表したことで、ICTを活用した主体的に学ぶ授業の展開について、教員の資質向上に努めた。 研究奨励校の教員にアンケート調査を実施し、9割以上の教員から「個別最適な学び」と「協働的な学び」の意識及び理解について肯定的な回答を得た。 また、中堅教諭資質向上研修やGIGAスクール推進教師の研修会においても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実について指導・助言を行い、アンケート調査にて「個別最適な学び」と「協働的な学び」の意識及び理解について肯定的な回答をした教員が9割以上得られたことからA評価とした。	
8 今後の課題・改善点	
タブレットの活用方法等については、学校間や教職員の年齢等により格差が生じている。今後もタブレットを活用した授業の日常化により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた授業改善を行い、タブレット活用の質的向上を図ることが必要である。 児童・生徒のタブレットの使い方について、今後は制限をかけるだけではなく、児童・生徒自身がどのようにICTを活用していくのかを考えていけるよう、情報活用能力を一層高めていく必要がある。 加えて、本市のGIGAスクール構想を踏まえ、学校に登校しない・できない児童・生徒へのタブレットを活用したオンライン授業についても引き続き実施していく。	

○参考資料



【谷戸第二小学校 研究紀要】



【東伏見小学校 研究紀要】

項目番号	3	主管課	図書館
1 評価対象事業			
子どもの読書環境整備（西東京市子ども電子図書館サービスの導入）			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	1	子どもの「生きる力」の育成に向けて	
方向	2	豊かな心を育む教育の実現	
施策	④	読書活動の推進	
3 取組事業の概要			
「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行う。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
市民の生涯学習に対するニーズに応えるツールの一つとして、紙の書籍とは別に、いつでも、どこでも利用できる電子書籍の提供が可能となるよう利用環境の整備を図る。 具体的には、電子図書館プラットフォームの構築・クラウド利用環境の整備、電子書籍の選書等の市立小・中学校への周知及び説明を行い、7月からの電子図書館の開始に向けて取り組む。また、電子図書館の周知イベント等を実施し、読書意欲の向上を図る。			
5 年度当初の事業指標等			
西東京市読書調査集計結果 小学校4年生・中学校1年生 1か月間読書未読率 電子図書館導入フロー 5月中旬 システム選定 (入札) 6月 資料選定 6月～ 学校への 周知、説明 7月上旬 サービス提供開始 8月～12月 電子書籍 周知イベント 11月～12月 西東京市読書 調査の実施 小学4年生 2.4%以上 中学1年生 4.4%以上 C評価 小学4年生 0.9～2.4%未満 中学1年生 0.9～4.4%未満 B評価 小学4年生 0.9%未満 中学1年生 0.9%未満 A評価			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	6,294,165 円 【内訳】・電子図書館初期導入 1,072,500 円、・電子図書館クラウド使用料 495,000 円 ・電子書籍選書（同時閲覧可能タイプ 605 タイトル）2,342,709 円 ・電子書籍選書（有期限/回数制限のある通常貸出タイプ 495 タイトル）2,039,106 円 ・電子図書カードの配布（市立小・中学校） 344,850 円		
実績値等	導入から令和5年度末までの電子書籍閲覧・貸出回数 のべ 92,845 回 （うち同時閲覧可能タイプ 87,323 回、有期限/回数制限のある通常貸出タイプ 5,213 回、ログイン不要の独自資料の閲覧 309 回）		
(2) 取組内容			
年度当初にプロポーザルによる業者選定、専用サイトの構築、資料の選定といった導入準備と利用環境の整備を進め、7月から「西東京市子ども電子図書館」サービスを開始した。 また、全市立小・中学校の児童・生徒に電子図書館利用カードを配布し、一部の市立小学校にて、電子図書館に関する出張授業を開催し、電子図書館の周知に努めた。サービス開始後も、小学校と連携してビブリオトークを開催し、読書意欲の向上を図った。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

B

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

西東京市読書調査集計結果（小学校4年生・中学校1年生対象、毎年11月の1か月間のみ調査）における1か月間読書未読率は、小学校4年生が4.2%、中学校1年生が3.6%だった。一方、導入から令和5年度末までの9か月間の電子書籍閲覧・貸出回数はのべ92,845回であり、そのうち小学生の利用時間帯は、主に午前中に集中しており、特に学校での朝読書等の時間帯に同時閲覧が可能な「児童読み放題パック」の電子書籍が活用されている。

電子書籍は、実際の書架を必要としないため、収容能力の問題で収集できない形態や、通常の紙資料では保存が難しい形態の資料を提供することができ、幅広いニーズに応えることに役立っている。

図書館利用カードの登録者割合は小学生が8.1%、中学生が2.7%であるのに対し、令和5年度の電子図書館の全体利用率は小学生が59.0%、中学生が27.4%といずれも高い割合となり、時間と場所に制約を受けない読書環境を整備したことで、読書機会の提供に役立っている。

学校司書や教員の協力を得て、学校との連携により、電子図書館の周知イベントを実施し、読書機会の提供に役立った。

以上のように、小学4年生の1か月間読書未読率については年度当初の事業指標の2.4%を超えているためC評価に当たるが、中学1年生においてはB評価に当たり、また、定性的な観点からはすべての項目で目標を達成していることから、総合的に判断してB評価とした。

8 今後の課題・改善点

人気の高い書籍ほど電子書籍での出版が少なく、また使用料が高いため、数多くそろえられない。電子図書館を利用している児童からはタイトル数の少なさを指摘する声があがっている。

また、小学生の利用割合の伸びに比べ、中学生が伸び悩んでいる。ログイン後に同時閲覧が可能な「児童読み放題パック」は児童向けの電子書籍が多く、ヤングアダルト向けの電子書籍が少数であったため、予約提供に時間がかかる場合があり、中学生の読書の機会を逸していると考えられる。今後はヤングアダルト向けの電子書籍の充実を目指す。

あわせて、電子書籍の個人利用、図書館と学校との連携イベントでの利用だけでなく、今後は学校の授業等にも活用できるような電子書籍の選書が必要である。

○参考資料

図書館だより 91号

西東京市子ども電子図書館 始まりました。 ※ご利用に有効期限はありません。

西東京市図書館の新しいサービスとして始まった子ども電子図書館。図書館にない本が読めます。ここから自由に読書を楽しむことができます。市立小・中学校に通うみなさんには専用の電子図書館利用カードを配布しました。おまて読みたいですが、たくさん利用されている様子が見えます。一部の電子書籍は、貸出中でも「試し読み」ボタンで閲覧のページを読むことができますので、借りる前にぜひ読んでください。

かんたん、便利な機能がたくさん！

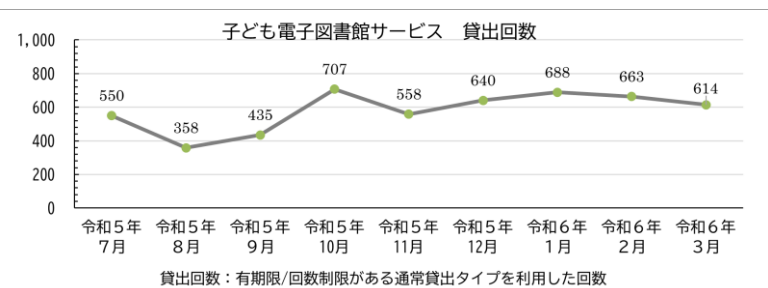
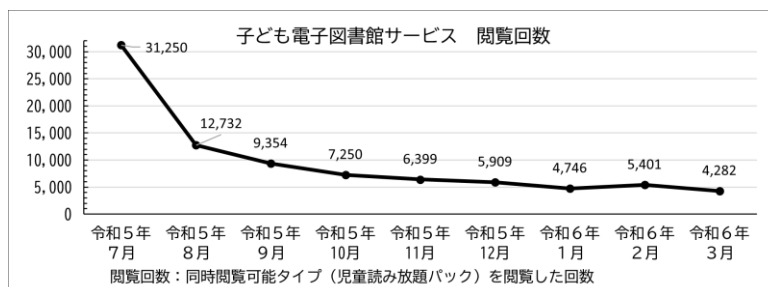
- どこでも24時間**
好きな場所からいつでも「読む」「借りる」ができます。
- 家庭内での安心**
家族がみんな利用できます。貸出中でも「試し読み」ボタンで閲覧のページを読むことができます。
- 児童読み放題パック**
貸出・予約はそれぞれと別です。同時に何人でも読むことができます。読み放題パックがあります。

ご利用いただける方

- 西東京市に在住・在学・在勤で、有効期限内の図書館利用カードをお持ちの方

※カードの有効期限が切れている方、西東京市に在勤・在学・在学でない方は図書館利用カードは返さず、図書館でのご利用ください。

※貸出・予約はそれぞれと別です。同時に何人でも読むことができます。読み放題パックがあります。



項目番号	4	主管課	教育指導課
1 評価対象事業			
校内委員会の充実			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	1	子どもの「生きる力」の育成に向けて	
方向	4	一人ひとりを大切にする教育の推進	
施策	①	校内体制の充実	
3 取組事業の概要			
各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図る。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努める。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
教育支援コーディネーター連絡会を開催し、学校内での役割や教育支援システムの活用方法等を伝え、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づく具体的な支援が行われるよう取り組む。また、専門的な知見のある教育支援アドバイザーを校内委員会に派遣し、学校への助言が適時に行えるよう、年間を通じ計画的かつ的確な訪問に取り組む。			
5 年度当初の事業指標等			
校内支援体制の充実 4月 学校訪問の年間スケジュールの確立 5～6月 教育支援システムでの一覧表、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成の助言 令和6年2月 年間まとめ、教育支援システムの引継ぎ事項確認、次年度計画の準備 4月～令和6年3月 学期ごとの定期的な学校訪問と校内委員会の参加及び助言			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	7,649,881 円（特別支援教育関係事業費・報酬）		
実績値等	教育支援コーディネーター連絡会4回開催、教育支援アドバイザーの定期的な派遣 449 回		
(2) 取組内容			
教育支援コーディネーター連絡会を4回開催し、「教育支援コーディネーターの役割」、「校内委員会の役割」、「教育支援システムについて」等をテーマに講義を行った。教育支援システムを活用して個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し、作成した計画に基づく具体的な支援が行われるよう周知した。			
教育支援アドバイザーを市立小・中学校に定期的に派遣し、教育支援システムを活用した一覧表・個別の教育支援計画・個別指導計画の作成とその活用について助言を行った。			
特別支援教育に係る教育委員会事業を年間スケジュール表にまとめ、学校内で取り組む内容を明確化し周知を行った。教育支援アドバイザーの年間巡回予定と校内委員会で検討する内容例をまとめた資料を作成し、年間を通して計画的な校内委員会が実施・運営されるよう周知を行った。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

- A… 計画・目標どおりに達成できた
- B… 計画・目標の一部が達成できなかった
- C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

教育支援コーディネーター連絡会を計画どおり4回開催した。その中で、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づく具体的な支援が行われるように周知するとともに、校内委員会の充実には教育支援コーディネーターの役割が重要となってくるため、教育支援コーディネーターの役割や在籍学級担任等との連携が必要であることについて再確認した。連絡会の中でグループワークを行い、他校のより良い事例の情報共有や業務の振り返りを行ったことで、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上を図った。

そのほか、連絡会では、定例的に周知している事項、令和5年度の新たな周知事項等を織り交ぜて、必要な情報を必要な時期に提供することに努めた。

また、教育支援アドバイザーの派遣については、巡回スケジュールをあらかじめ年間スケジュールで周知することにより、校内委員会の検討内容や時期等を学校に示すことで、校内委員会の充実と活性化につなげることができた。

以上のことから、A評価とした。

8 今後の課題・改善点

教育支援コーディネーターの資質・能力の向上は図られているものの、令和6年度から特別支援教室の小集団指導が在籍校で実施されることから、校内委員会の充実化を図ることが求められる。このようなことから、教育支援コーディネーターに期待される役割も増えてくる。

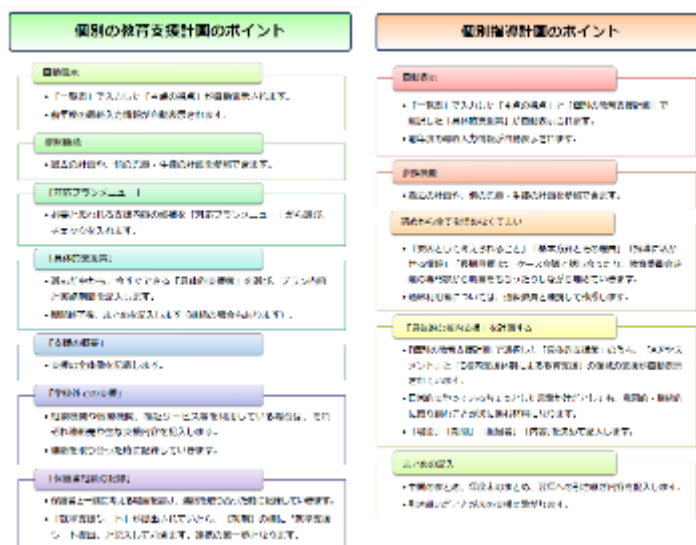
このような中で、教育支援コーディネーターは、連絡会の他に教育委員会主催の会議等への出席もあるため、連絡会の回数や時間を増やすことなく適切な情報提供の場を設けることが必要である。定例的な情報提供に加え、新たな課題への対応等、1回1回の内容の充実を図るよう取り組んでいく必要がある。

また、教育支援アドバイザーの派遣についても年々認知されてきており、教育支援アドバイザーの在籍学級担任等への助言等により、市立小・中学校全体の校内委員会の充実は図られているが、特別支援教室の小集団指導が在籍校で実施されることから、在籍学級担任等への助言等が重要であり、引き続き計画的かつ効果的な派遣を行う。

○参考資料



<校内委員会の様子>



<教育支援システムにおける
個別の教育支援計画・個別指導計画の作成のポイント>

項目番号	5	主管課	教育支援課
1 評価対象事業			
スクールソーシャルワーカーの派遣			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	2	子どもの「心の健康」の育成に向けて	
方向	2	学校における教育支援体制の充実	
施策	②	学校と教育委員会との連携による支援の充実	
3 取組事業の概要			
児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討する。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行う。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぐ。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につなげていない児童・生徒については、スクールソーシャルワーカーがニコモテラスを活用し、支援方針に基づく家庭訪問及び体験フリースペースでの関わり等を行い、次の適切な支援につなげるよう必要な支援を行う。また、家庭訪問等でヤングケアラーと思われる児童・生徒がいる場合には、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し必要な支援につなげる。			
5 年度当初の事業指標等			
学校以外の不登校に関する継続的な支援につなげていない児童・生徒のうち、ニコモテラスが支援した件数の割合 C評価 支援件数減少 B評価 令和4年度 支援件数 A評価 支援件数増加			
※令和4年度実績 84 件を基準値とし、10%増加をA評価、10%減少をC評価とします。 なお、令和4年度実績は開室した令和4年 11 月から令和5年3月の件数を 12 か月分に換算し算出しています。			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	14,652,000 円（スクールソーシャルワーカー謝金）		
実績値等	学校以外の不登校に関する継続的な支援につなげていない児童・生徒のうち、ニコモテラスが支援した件数：103 件（22.6%増加）		
(2) 取組内容			
スクールソーシャルワーカーが、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につなげていない児童・生徒を把握し、ニコモテラスを活用して支援を行った。 対象児童・生徒のニーズに合わせた支援方法や支援機関を検討し、家庭訪問や体験フリースペースでの関わり等を行いながら、児童・生徒や保護者に寄り添い必要な支援につなげた。児童・生徒の生活環境への支援が必要な場合には、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した支援を行った。 スクールソーシャルワーカー及びニコモテラスの活用を推進するための学校への周知を行った。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

学校以外の不登校に関する継続的な支援につながっていない児童・生徒のうち、令和5年度にニコモテラスが支援した件数は103件であり、前年度より22.6%増加している。担任やスクールカウンセラー等、学校からの紹介でニコモテラスを知った方が多く、学校への周知の効果があつた。また学校に派遣しているスクールソーシャルワーカーとニコモテラスが連携して、対象児童・生徒をニコモテラスの家庭訪問や体験フリースペースにつなぐことができた。学校に登校していない背景に生活環境の改善や医療受診が必要な場合は、関係機関と連携し多面的な支援を行うことができた。ニコモテラスをきっかけに、ニコモルームやスキップ教室につながったり、学校復帰した事例もあつた。学校に登校しない・できない児童・生徒への支援において、スクールソーシャルワーカーを活用した取組は有効であつた。

以上のことから評価はAとした。

8 今後の課題・改善点

学校に登校しない・できない児童・生徒は増加しており、一人ひとりの状況やニーズに合わせた多面的な支援が必要となっている。今後も不登校支援において、スクールソーシャルワーカーのニーズは高い。また不登校以外にも、様々な課題を抱える児童・生徒は増加しており、学校だけでは解決が難しい問題への福祉的支援も一層求められる。これらのことから、スクールソーシャルワーカーを増員し、学校への支援を強化する必要がある。

○参考資料



ニコモテラスのチラシ



ニコモテラスの活動室

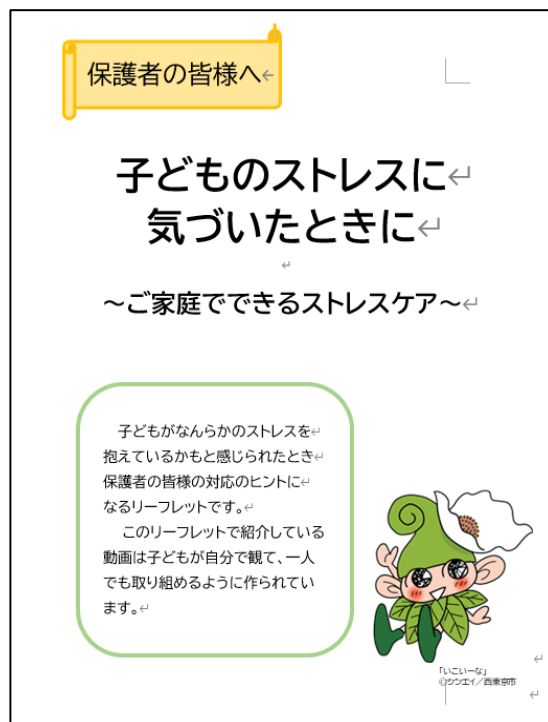
項目番号	6	主管課	教育支援課
1 評価対象事業			
不登校の未然防止			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	2	子どもの「心の健康」の育成に向けて	
方向	2	学校における教育支援体制の充実	
施策	③	不登校への対応	
3 取組事業の概要			
不登校の発生率は、小学校よりも中学校の方が高い傾向にある。不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中1 不登校未然防止」に取り組む。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
不登校については、小学生・中学生ともに増加していることから、不登校の未然防止に関する教員研修を行う。中1 不登校未然防止委員会では市立小・中学校が連携し、情報交換や協議を行い、特に不登校が増加する長期休業明けは、重点的にスクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、中1 不登校未然防止委員や担任等と個別対応について話し合う。また、子どもたちが不登校等の心の健康問題を呈することを予防するために、ストレスマネジメントに関する啓発を行う。一方、児童・生徒が登校を渋り始めた際、子どもの心の状態を保護者が理解し対応できるよう保護者向けの啓発物を作成する。			
5 年度当初の事業指標等			
(1) 不登校の理解と対応に関する教員研修の実施 10月頃 (2) 中1 不登校未然防止委員会の内容の充実と長期休業明けの個別対応の実施 第1回 (4月) 第2回 (5月) 第3回 (7月) 第4回 (令和6年2月) 各学校にて個別事例に対応 (3) 不登校や登校渋りに不安を抱える保護者向けハンドブックの作成 作成（5月～12月） (4) 子どもたちを対象としたストレスマネジメントに関する動画配信及び保護者向けリーフレットの作成 作成（5月～12月） 動画配信開始（令和6年1月～）			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	75,240 円（印刷製本費）		
実績値等	不登校に関する教員研修（令和5年10月3日（火）実施） 参加者：36人 中1 不登校未然防止に係る夏季休業明けの個別対応の実施 実施期間：令和5年9月～10月		
(2) 取組内容			
「不登校の理解と対応について」との題目で教員研修を行った。中1 不登校未然防止委員会では1学期に小・中学校の情報共有と協議を行ったほか、夏季休業明けの不登校に早期対応するためスクールソーシャルワーカーを全校派遣し不登校児童・生徒等の状況確認と対応を協議した。さらに登校を渋り始めたときの子どもの心の状態を保護者が理解し対応できるよう保護者向けの啓発物を作成し、学校や保護者等に周知するとともに市ホームページ等に掲載して周知を行った。また子どもの心の健康に関する問題を予防するための一助としてストレスマネジメントに関する動画の情報等を掲載したリーフレットを作成し、学校や保護者等へ周知を行った。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
不登校に関する教員研修では、参加者からは「理解しやすかった」「分かりやすかった」等、肯定的な意見を多くいただき、「不登校への理解」が一層深まったと考えている。 中1不登校未然防止委員会では、小中連携シートや長期欠席シートを活用し、中学校が小学校の情報を把握することで、配慮が必要な個々の状況に対応することができた。また、夏季休業明けは例年、欠席する児童・生徒が増加傾向になることから、9月～10月頃にスクールソーシャルワーカーを派遣したことで、早い段階で個に応じた適切な支援につながる対応を行うことができた。 また、子どもの心の状態を理解するための保護者向けのハンドブックや、子どもの心の健康に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、不登校の未然防止の一助となるよう保護者等へ周知したことで、家庭や学校での活用が期待できる。以上のことから評価をAとした。	
8 今後の課題・改善点	
不登校への対応については、教員等が対象となる児童・生徒や保護者の状況を理解し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、一人ひとりに応じた支援を行う必要がある。 また、保護者が子どもを理解するために必要な情報を得られるツールが必要になっている。そのため、不登校状態にある児童・生徒を理解するための教員研修の実施や児童・生徒や保護者が必要としている情報の提供など、継続的に取り組む必要がある。	

○参考資料



保護者向けハンドブック
『不登校を通して見る子どもの気持ちと保護者の思いー子どもの心と成長を考えるー』



保護者向けリーフレット
『子どものストレスに気づいたときにーご家庭でできるストレスケアー』

項目番号	7	主管課	学務課
1 評価対象事業			
地場産農産物の積極的活用			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて	
方向	1	時代の変化に対応した学習環境等の整備	
施策	③	学校給食環境の整備	
3 取組事業の概要			
可能な限り西東京市産の農産物を活用するとともに、生産者を示すことで、食への興味・関心度を高める工夫を行う。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
地場産農産物の積極的な活用に向けて、産業振興課と連携しためぐみちゃんメニュー事業や学校栄養職員連絡会が企画する共通献立などを引き続き実施することにより、子どもたちの食への興味や関心を高める。 また、教育委員会が生産者と物資納入契約を締結することで、生産者が取引を希望する学校と個別に契約することなく、全市立小・中学校への納入を可能とするとともに、生産者からの情報を集約し、学校へ定期的に情報提供することなどにより、地場産農産物の積極的な活用を推進する。			
5 年度当初の事業指標等			
地場産農産物の積極的活用に向けた取組 4月 ・生産者と納入契約締結 ・生産者からの情報集約及び学校への情報提供 8～9月 ・生産者からの情報集約及び学校への情報提供 ・めぐみちゃんメニュー事業実施（9月～令和6年3月） 11月 ・共通献立の実施 12月～令和6年1月 ・生産者からの情報集約及び学校への情報提供			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	—		
実績値等	—		
(2) 取組内容			
地場産農産物の積極的活用に向けて、地場産農産物生産者と学校栄養職員との意見交換会の開催、学校給食でのめぐみちゃんメニューの提供など、地場産農産物を通じた食への興味・関心を高める取組を実施したことに加え、教育委員会で地場産農産物生産者との納入契約を一括で行うとともに、学期ごとに作付けした農産物の種類や収穫予定時期について生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、地場産農産物をより多く学校給食に取り入れることができるよう工夫を行った。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
地場産農産物の積極的活用に向けて、令和5年度より、地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うとともに、学期ごとに作付けした農産物の種類や収穫予定時期について生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、献立作成時に地場産農産物をより多く学校給食に取り入れる機会が増加した。また、めぐみちゃんメニュー事業への児童・生徒の積極的な参加や、児童・生徒が考案した「めぐみちゃんメニュー」を取り入れた給食の提供も全市立小・中学校において実施することができた。令和5年10月から令和6年1月にかけて約60種類のメニューが学校給食として提供され、本事業を通じて、市内で農業を営む生産者の情報や農産物の種類、飲食店や学校給食で実際にメニュー化されるまでの工夫など、子どもたちの食への興味・関心を高めることができた。以上のことからA評価とした。	
8 今後の課題・改善点	
地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うこと及び学期ごとの作付けの情報共有を継続し、より多くの地場産農産物を学校給食に取り入れることができるようにする。また、引き続き、地場産農産物生産者と学校栄養職員との意見交換会を開催し、学校栄養職員や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、生産者・学校・教育委員会が連携して、子どもたちが地場産農産物を通じて食への興味・関心を高められるよう取り組んでいく。	

○参考資料

めぐみちゃんメニューを取り入れた給食



西東京野菜のポテトサラダ



西東京スープ

項目番号	8	主管課	教育企画課
1 評価対象事業			
学校施設個別施設計画の策定			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて	
方向	1	時代の変化に対応した学習環境等の整備	
施策	⑤	学校施設の適正規模・適正配置と維持管理	
3 取組事業の概要			
学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために「学校施設個別施設計画」を策定する。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
市立小・中学校施設については、「西東京市学校施設の適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を踏まえ、生涯学習や地域コミュニティの拠点としての役割も視野に入れ検討する。また、令和6年度以降に全校設置するコミュニティ・スクールの導入状況を見据え、施設更新に合わせた整備の検討を進める。これらの検討に基づき、老朽化施設の費用の平準化を図った計画的な更新など、「西東京市公共施設等総合管理計画」に基づき、環境に配慮した「学校施設個別施設計画」の策定を行う。			
5 年度当初の事業指標等			
西東京市公共施設等総合管理計画に基づく 学校施設個別施設計画の策定スケジュール 4月～令和6年3月 学校施設の在り方、整備基準、更新費用負担の平準化、適適基本方針の内容を踏まえた検討 5月 7月～ 12月 令和6年1月～ 令和6年3月 学校施設個別施設計画 （骨子作成） 子どもへの意見聴取等 （公共施設マネジメント課と 同時開催予定） 学校施設個別施設計画 （中間まとめ作成） 市民説明会・ パブリックコメント実施 （公共施設マネジメント課と 同時開催予定） 策定			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	—		
実績値等	令和6年3月計画策定		
(2) 取組内容			
「西東京市学校施設個別施設計画」を策定し、今後の学校施設整備に関する基本的な考え方を定めた。具体的には、学校施設整備の基本的な方針として、老朽化対策、適正規模・適正配置の取組と学校施設の地域利用・複合化を掲げ、それを踏まえた学校施設の整備基準、建替えや設備改修等のスケジュールについて示した。			
また、実際の学校施設整備については、快適な学習環境・生活環境の確保やバリアフリー化の推進とともに、環境に配慮した施設整備として省エネルギーや再生可能エネルギーの活用といった視点から検討することとしている。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
年度当初の事業指標等（策定スケジュール）のとおりに計画を策定したため。	
8 今後の課題・改善点	
適正規模・適正配置にかかる課題については、「西東京市学校施設個別施設計画」の策定後も継続的に検討することとしており、学校関係者や地域住民の意見聴取を行いつつ、必要に応じて関連計画も含めた見直しを行う。	
学校施設の建替えに向けては、計画に基づき、田無第三中学校で建替協議会における検討を進めるほか、保谷第一小学校で耐力度調査を実施する。	
また、設備改修等についても、計画的にLED照明整備を進めるほか、マンホールトイレの全校整備の早期実現に向けて設計・工事を実施する。	

○参考資料

学校名	経過年数 (校舎/体育館)	健全度 (校舎)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
田無第三中学校	62年/55年	62点		基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事			
保谷第一小学校	56年/57年	39点			基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事		
保谷小学校	56年/51年	46点				基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事	
芝久保小学校	55年/51年	46点					基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	解体工事	外構工事
建替費用 (百万円)			-	52	159	1,061	4,150	3,969	4,316	3,411	697	385

今後10年間における平準化した場合の建替スケジュールと費用見込み
(学校施設個別施設計画からの抜粋)



学校施設の地域利用・複合化のイメージ（市民説明会で展示したパネルからの抜粋）

項目番号	9	主管課	教育指導課
1 評価対象事業			
部活動の在り方			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて	
方向	2	学校経営改革の推進	
施策	①	学校組織の活性化	
3 取組事業の概要			
部活動は学校生活を豊かにすることができる教育活動である。そのために、適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて取り組む。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
学校の部活動の方向性については、今後検討していく必要があるため、市立中学校における部活動の現状についての情報交換や、課題について整理する「部活動の在り方検討協議会」（中学校長1名、副校長1名、各学校教員1名）を発足する。必要に応じ、地域への移行を見据えた地域の現状と課題の整理等について、関係部署と連携を図る。			
5 年度当初の事業指標等			
部活動の在り方検討協議会の流れ 4月～7月 第1回部活動の在り方検討協議会 ・部活動の現状 ・各学校の部活動の運営について成果と課題等 9～12月 第2回部活動の在り方検討協議会 ・今後の部活動の方向性について ・他地区の事例について 令和6年1月～2月 第3回部活動の在り方検討協議会 ・来年度の部活動の在り方について 令和6年1月～3月 地域の現状と課題の整理について関係部署への検討依頼			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	—		
実績値等	部活動の在り方検討協議会3回開催		
(2) 取組内容			
「部活動の在り方検討協議会」を発足し、学校部活動の現在の状況や今後の希望など市内中学校の代表教員から意見聴取することにより、部活動の顧問が行っている業務の把握、地域に移行できる内容など、市の動向や今後の検討事項などについて協議し、次年度以降の部活動の地域連携・地域移行に生かすことのできる資料を作成した。			
また、生活文化スポーツ部に対し、国や東京都の方針について情報共有するとともに、令和6年度以降の「西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会」への参画について依頼した。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

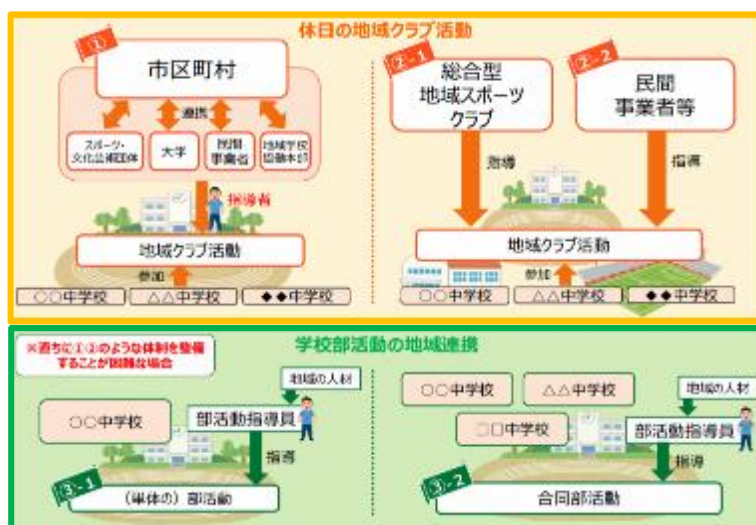
「部活動の在り方検討協議会」を3回開催することにより、各学校の代表教員から、部活動の顧問が行っている業務内容、部活動指導により休養を十分にとることができないこと、顧問として部活動指導を行いたい教員もいるため地域連携・地域移行は部分的にしてほしいことなどの意見を聞くなど、現状を把握した。また、生活文化スポーツ部への「西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会」への参画について依頼したことから、当初のスケジュールを達成できたためA評価とした。

8 今後の課題・改善点

「西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会」を開催し、部活動の適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定、地域との連携強化等について議論していく。他自治体の状況なども情報収集するとともに、教員の意見を集約した資料を参考にして、本市でできる事を取り入れていく。

コミュニティ・スクールを核として、地域との連携の中に部活動の視点も取り入れていく。

○参考資料



部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行と地域スポーツ環境の整備に関する最近の動向

（令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（部活動の地域移行等に向けた実証事業）実務担当者研修会資料）

令和5年度 中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会 論点整理

顧問が行っている仕事

技術指導、生徒指導、部活動保護者会、大会申込、協会登録、ユニフォームなどの発注、活動予定の立案、練習試合等の調整、顧問会への参加、大会会場の運営、保護者への連絡、選抜チームの指導、活動場所の打合せ、楽屋の運営、着用品の購入（費用は教員負担）審判資格の取得（講習費用、時間が教員負担）など。

問題点

- (1) 授業準備の時間が減る。
- (2) 部活の準備をする時間がない。
- (3) 専門的指導が困難

今後の方向性（教員案）

- 子どもの活動機会を前提に、
- (1) 教員のワークライフバランス改善のため、地域移行してほしい。
 - (2) 部活動指導により、生徒理解、生徒指導が充実する面もあるため、なるべく教員が行うべき。
 - (3) 事務も含めてすべて移行できるならよいが、教員の仕事が残るならば地域移行を希望しない。
 - (4) 部活動ごとに事情が異なるため、全ての部活動を地域移行する必要はなく、部分的に地域移行・地域連携にすべき。

生徒の実態

部員数が減り、チームの維持が困難で、合同チームの対応をしている。

問題点

子どもの活動機会を創出することができない。

項目番号	10	主管課	社会教育課・図書館
1 評価対象事業			
放課後子供教室			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて	
方向	3	学校を核とした地域づくりの推進	
施策	①	地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	
3 取組事業の概要			
放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行う。			
また、放課後子供教室に、図書館職員が参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定する。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
各市立小学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施する。			
学習活動の機会提供事業については、実施校数の増加や内容の充実に向け、各市立小学校施設開放運営協議会への支援や関係部署との連携などにより事業の拡充を図る。			
また、学童クラブとの連携を進め、学童クラブの子どもが学童クラブを休まずに参加できる仕組みの整備を進めていく。			
図書館との連携については、学童クラブとの連携や学習活動の機会提供事業の未実施校を中心に図書館職員等による事業実施（読み聞かせ・工作等）を進めていく。			
5 年度当初の事業指標等			
学習活動の機会提供事業実施校 C評価 実施校数の 減少（8校以下） B評価 実施校数 （9～12校） A評価 実施校数の 増加（13校以上） ※過去の実績を踏まえた数値			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	36,375,889 円 【内訳】 講師謝金 50,000 円 学校施設開放管理者謝金 13,694,400 円 消耗品費 249,515 円 通信運搬費 600,244 円 傷害保険料 110,922 円 学校施設開放運営協議会委託料 21,103,208 円 コンピュータリース料 567,600 円		
実績値等	【学習活動の機会提供】令和5年度実施校：18 校（前年度比6 校増）		
(2) 取組内容			
保護者、地域住民等で構成する各市立小学校施設開放運営協議会に委託し、放課後子供教室の各種事業を実施した。学校教育に支障のない範囲で、校庭・体育館を子どもの安全な遊び場として開放する「遊び場の提供」を全校で実施した。また、放課後子供教室事業の一環として、学習活動の機会提供を全校で実施した。図書館との連携については5校にておはなし会を実施した。			
あわせて、希望するすべての児童が参加できるよう、学童クラブとの連携を進め、令和5年度においては16校で連携し、事業に参加しやすい環境作りに努めた。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
学習活動の機会提供事業については、前年度と比較し6校増の18校で実施、また図書館連携事業についても令和5年度と比べ4校増の5校で実施したことで、事業の拡充を図ったことからA評価とした。	
8 今後の課題・改善点	
学習活動の機会提供事業については、来年度以降も継続的に実施できるよう、運営体制の検討を行う。また、学童クラブとの連携については、実施できていない学校の課題を整理した上で、所管課である児童青少年課と調整し、実現に向けた取組を引き続き実施していく。	

○参考資料



工作教室の様子



プログラミング教室の様子



図書館との連携事業（読み聞かせ・手遊び）



走り方教室の様子

項目番号	11	主管課	教育指導課・社会教育課
1 評価対象事業			
地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究 (コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進)			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて	
方向	3	学校を核とした地域づくりの推進	
施策	①	地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	
3 取組事業の概要			
幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する体制である「地域学校協働本部」の設置に向けて、調査・研究を進める。 学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールやPTA等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行う。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
全市立小・中学校へのコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入を段階的に進めていくため、令和5年度は新たに市立小学校8校・中学校1校での導入を開始する。地域コーディネーターを中心とし、幅広い地域住民や団体等と緩やかなネットワークを形成するとともに、コミュニティ・スクール推進委員会を新設することで、社会に開かれた教育課程の実現を進める。 また、導入した学校の事例及びその進捗状況を検証し、令和6年度の全校設置を目指し、市立小・中学校に情報提供をしながら導入支援を行う。			
5 年度当初の事業指標等			
4月 学校運営協議会委員及び 地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員)の委嘱 4～11月 令和5年度の導入校の実施状況を把握し、 次年度以降の導入校に情報提供と課題の整理 10～11月 次年度導入校の準備支援 4月～令和6年3月 対象校において年間を通して学校運営協議会（6回程度）及び地域学校協働活動実施			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	1,998,711 円 【内訳】・学校運営協議会委員報酬 870,000 円・地域学校協働活動推進員謝金 1,055,540 円 ・消耗品費 67,921 円 ・傷害保険料 5,250 円		
実績値等	・令和5年度学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員設置校数 小学校8校・中学校1校 ・各学校への学校運営協議会制度説明会回数5回		
(2) 取組内容			
令和5年度については、新たに小学校8校、中学校1校に学校運営協議会を設置した。 特定の教員・地域協力者だけでなく、幅広いネットワークを形成するため、教育指導課において教員を対象としたコミュニティ・スクール推進委員会を実施するとともに、社会教育課において地域コーディネーターを対象とした連絡会等を実施した。 また、導入した学校の事例及びその進捗状況を検証し、令和6年度の全校設置を目指し、市立小・中学校に情報提供をしながら導入支援を行った。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
地域の実情を踏まえ、小学校では「商店街と連携した取組」や「学校支援ボランティア」、中学校では「企業と連携した取組」や「職業講話」など特色ある活動を実施したことで、今まで学校と関わりのなかった層とのつながりが生まれ、「学校応援団（地域学校協働本部）」の基盤を醸成することにより、児童・生徒の学習や体験の充実化が図られたことから、A評価とした。	
8 今後の課題・改善点	
コミュニティ・スクールを既に導入している学校や新たに導入する学校の取組状況を踏まえ、全校設置を目指す。また、特定の教員や特定の地域協力者だけでなく、「学校応援団（地域学校協働本部）」として幅広く協力者を募るためにコミュニティ・スクールへの理解啓発をより進める必要があるため、令和6年度は引き続き学校運営協議会設置校の事例収集や情報提供を各学校に行うとともに、ヒアリングや調査を通じ、学校側が抱える課題を共有しながら全校実施に向け取組を進める。 また、既に実施している学校については、継続的な取組を実施できるよう、コーディネーター会議や研修会を通じ、情報共有・活動のサポートを実施する。	

○参考資料



商店街と連携した取組



郷土体験（あんぎん編み）



夏期休暇中の補習教室



働く人の話を聞く会

項目番号	12	主管課	社会教育課・公民館・図書館		
1 評価対象事業					
各種機関・組織等との連携（まちなか先生（出前講座）の実施）					
2 該当する教育計画上の基本方針等					
基本方針	3	持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて			
方向	3	学校を核とした地域づくりの推進			
施策	①	地域と学校の連携・協働の仕組みづくり			
3 取組事業の概要					
市内及び近隣地域の各種機関・組織等との協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進める。					
4 具体的な取組（令和5年度）					
地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指すための取組として、引き続き、「まちなか先生（出前講座）」を実施する。 令和5年度は「体験を語り継ぐ、私たちの住むまちにあった戦争」、『西東京市に伝わるおはなしを大型紙芝居と「西東京市図書館/西東京市デジタルアーカイブ」で鑑賞してみよう』、「縄文時代に戦争はあったか～下野谷遺跡から平和を考える～」等の平和に関する講座を含め全 15 項目の講座の実施に取り組む。					
5 年度当初の事業指標等					
「まちなか先生」実施の流れ 4月 講座希望の調査（2次）・市立小・中学校へ令和5年度講座の実施について連絡 4月～令和6年3月 講座実施 10～12月 次年度講座内容の検討・決定 令和6年1～3月 次年度講座希望校の調査					
6 取組成果（令和5年度）					
(1) 事業決算額・実績値等					
決算見込額	205,000 円 【内訳】講師謝金 205,000 円（講師謝金・公民館）				
実績値等	・社会教育課 15 校・2 教室 42 回 ・公 民 館 13 校 25 回 ・図 書 館 11 校 33 回				
(2) 取組内容					
社会教育課、公民館及び図書館が合同で実施している事業で、地域全体で子どもたちの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、公民館を拠点として活動する団体の方々、市の専門職員である学芸員や司書が講師役となり、教員とともに以下のとおり授業（講座）を行った。					
【講座一覧（全 15 講座）】					
①あそんでまちをおぼえよう！ ②身近なテーマでカルタをつくってみよう！ ③カルタの絵から読み解こう、まちの物語 ④体験を語り継ぐ、私たちの住むまちにあった戦争 ⑤災害（風水害）で何が起こるか想像してみよう～東京マイ・タイムラインをつかって～ ⑥災害（地震）で何が起こるか想像してみよう～災害タイムライン【目黒巻】をつかって～ ⑦西東京市に伝わるおはなしを大型紙芝居と「西東京市図書館/西東京市デジタルアーカイブ」で鑑賞してみよう ⑧「職業」の本のブックトーク ⑨ハンディキャップサービスってどんなこと？ ⑩新聞をつかってあそぼう ⑪縄文のムラ 下野谷遺跡を知ろう！ ⑫やってみよう！考えよう！縄文時代と下野谷遺跡 ⑬「したのやいせき」のどんぐりアート ⑭民具に触れて昔のくらしを考える ⑮縄文時代に戦争はあったか～下野谷遺跡から平和を考える～					

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

地域の方を講師としてお招きしたほか、国史跡下野谷遺跡をはじめとした地域資源を教材として講座を実施したことで、子どもたちが地域を身近に感じる機会を設けられ、学校を核とした地域づくりを進められたことから、評価をAとした。

8 今後の課題・改善点

「まちなか先生（出前講座）」事業の一つの目的は地域団体・地域人材と学校の橋渡しであるので、地域団体・地域人材を講師とする講座については、定期的に内容を更新していくことが課題である。

また、国史跡下野谷遺跡をはじめとした地域資源の教材利用として、国や都の補助事業を活用しつつ、引き続き計画的な整備を行い、今後の史跡整備、維持及び管理にあたって、地域住民の方への丁寧な周知を行う必要がある。

引き続き丁寧に学校と連絡・調整を図りながら、児童・生徒の学習ニーズに合った柔軟な対応が可能となるよう内容を充実させ、計画的に実施する。

○参考資料



「まちなか先生（出前講座）」の様子



項目番号	13	主管課	公民館
1 評価対象事業			
学びの活動の循環の形成			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	4	「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて	
方向	1	多様な学びをつなぐ生涯学習の振興	
施策	③	学びを通じた地域コミュニティづくり	
3 取組事業の概要			
活動成果を地域に還元することで、地域活動団体相互の新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進する。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
公民館において活動する団体が講師となり、市民に学びの機会を提供する事業や公民館市民企画事業等については、コロナ禍の影響により陶芸教室等一部休止していた事業を再開する。 また、公民館の地域防災講座で学んだ市民が主体となり、地域の中に防災の意識と取組を広げる活動を支援するためのBOSA Iカフェを実施するなど、市民の主体的な活動を支援する。 加えて、公民館まつり等の地域交流事業等を通じ、公民館や地域で活動する団体等による日頃の活動成果を地域へ還元する事業とも連携する。			
5 年度当初の事業指標等			
事業参加者アンケート集計結果内容に「満足」「ほぼ満足」と回答した参加者の比率			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	710,503 円（講師謝金 632,000 円、消耗品費 73,103 円、施設使用料 5,400 円）		
実績値等	1	公民館主催事業	13 事業
	①	公民館利用団体が講師を務め、共催で実施した事業	3 事業
	②	公民館主催講座での学びを地域活動につなげようとする市民を支援した事業	4 事業
	③	団体等が日頃の活動の成果を発表する地域交流事業	6 事業
	2	公民館市民企画事業	15 事業
(2) 取組内容			
公民館利用団体と共催で、団体が講師を務める、「陶芸体験教室 湯のみをつくろう（子ども対象・大人対象）」（柳沢公民館）、「藍のたたき染めに挑戦！（子ども対象・親子対象）」（柳沢公民館）、「地域連携講座 落語っておもしろい！あなたもハマる落語の世界」（保谷駅前公民館）の3事業を実施した。 公民館主催講座での学びを実践しようとする市民への支援として、前年度に引き続いて地域防災講座で学んだ市民が企画運営する「BOSA Iカフェ」（柳沢公民館）を実施した。ポッチャを取り上げて3年目となる「インクルーシブな社会をめざす講座」（谷戸公民館）では、過去の講座参加者等の市民が実行委員会を組織して、ポッチャ大会を企画し、開催した。市民団体と共催で実施した「人権講座」（保谷駅前公民館）では、前年度の人権講座に参加した青少年が「西東京市子ども条例すごろく」を完成させた。「地域づくり未来大学」（柳沢公民館）では、講座終了後、参加者が西武柳沢駅南口ロータリーの活用に取り組んでいる。 公民館や周辺地域で活動する団体が実行委員会を組織して企画、準備、運営等を行い、日頃の活動の成果を発表するとともに、そこに集う市民が交流する事業として、「ヤギフェス柳沢みんなの文化祭」、「田無公民館ロビーまつり」、「芝久保公民館まつり」、「ひばりが丘フェスティバル」、「駅前フェスタ」の5事業を行った。また、市民団体と共催で、「人形劇フェスタ in 西東京」（柳沢公民館）を実施した。 公民館市民企画事業実施要綱に基づき、公民館利用団体が企画した事業を、一定の審査の上、公民館が講師料を負担して公民館と団体が共催で実施する公民館市民企画事業を15事業、実施した。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
公民館主催事業全 13 事業のうち、参加者アンケートで満足度を調べた事業は 6 事業であり、うち 4 事業は「満足」または「ほぼ満足」と回答した参加者の比率が 100%、残りの 2 事業は、92%、75%との結果を得た。なお、子どものみを対象とした 1 事業、BOSA I カフェや公民館まつり等の自由参加型事業 6 事業については、自由記載欄のみのアンケートを実施した。B 評価が 1 事業あるが、他 5 事業が A 評価であるため、総合は A 評価と判断した。 なお、公民館市民企画事業については、企画・運営者が自主サークルであるため、公民館は参加者アンケートを実施していない。	
8 今後の課題・改善点	
地域活動団体が活動の成果を地域に還元することを支援する事業として、引き続き、公民館利用団体が講師を務める事業、地域交流事業、公民館市民企画事業を実施する。さらに、学びの場と実践の場を関連付けた事業に取り組み、学びを地域活動につなげようとする市民を支援する。	

○参考資料

「学びの活動の循環の形成」における各事業一覧

- 1 公民館利用団体が講師を務め、共催で実施した事業 3 事業
 - ①「サークル公開講座 子ども対象・大人対象陶芸体験教室 湯のみをつくろう」(柳沢公民館・「絵付研究会」、「虹遊会」、「サークル炎々」、「陶門工房」、「陶友会」、「柳沢ラビッツ」、「釉の会」との共催)
 - ②「サークル公開講座 藍のたたき染めに挑戦！」(柳沢公民館・「ペれのいと」との共催)
 - ③「地域連携講座 落語っておもしろい！あなたもハマる落語の世界」(保谷駅前公民館・「保谷落語愛好会」との共催)
- 2 公民館主催講座での学びを地域活動につなげようとする市民を支援する事業 4 事業

※③④は、項目番号 14「誰でも学べる学習機会の提供」にも該当する事業

 - ①「BOSA I カフェ」(柳沢公民館)
 - ②「地域づくり未来大学 西武柳沢駅南口ロータリーの活用を考える～私たちがつくる「まちの顔」～」(柳沢公民館)
 - ③「インクルーシブな社会をめざす講座 みんなでつくるポッチャ大会～ポッチャでなかまづくり～」(谷戸公民館)
 - ④「人権講座 子どもの権利を考える～西東京市子ども条例すごろく“マジか！”で遊ぼう～」(保谷駅前公民館・「西東京わいわいネット」との共催)
- 3 団体等が日頃の活動の成果を発表する地域交流事業 6 事業
 - ①「ヤギフェス vol.12 柳沢みんなの文化祭～おもいっきり フェスティバル～」(柳沢公民館)
 - ②「第 18 回人形劇フェスタ in 西東京」(柳沢公民館・人形劇フェスタ in 西東京実行委員会との共催)
 - ③「田無公民館ロビーまつり」(田無公民館)
 - ④「第 40 回芝久保公民館まつり」(芝久保公民館)
 - ⑤「第 15 回ひばりが丘フェスティバル」(ひばりが丘公民館)
 - ⑥「第 14 回駅前フェスタ 2023～行こう、秋は駅前フェスタ～」(保谷駅前公民館)

項目番号	14	主管課	公民館
1 評価対象事業			
誰でも学べる学習機会の提供			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	4	「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて	
方向	2	誰もが学習に参加できる機会の充実	
施策	①	誰でも学べる機会の充実	
3 取組事業の概要			
すべての市民が、学びたい時に学べる機会や環境を整備し、提供する。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
現役世代や若い世代など公民館の利用が少ない年齢層や、社会的に制約を受けやすい方に向けた事業に取り組む。 また、様々な理由により来館が困難なため、これまで公民館主催事業に参加したことのない方々に向けて、コロナ禍で開始したオンライン配信による受講や動画の活用を検討する。 ※事業の例 青少年対象講座／高齢者対象講座／障害者青年学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）／イスに座って！やぎさわディスコ／インクルーシブな社会をめざす講座／子育て中の外国人女性のための日本語講座／ライフデザイン講座／地域交流事業／市ホームページ上の事業の動画配信			
5 年度当初の事業指標等			
事業参加者アンケート集計結果内容に「満足」「ほぼ満足」と回答した参加者の比率		 C評価 70%未満	 B評価 70～79%
 A評価 80%以上			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	2,925,350 円（講師謝金）		
実績値等	1 公民館の利用が少ない層に向けた事業 13 事業（2と重複4事業、3と重複1 事業を含む） 青少年対象7事業、勤労世代対象2事業、高齢者対象4事業 2 社会的に制約を受けやすい方に向けた事業 10 事業（1と重複4事業を含む） 高齢者対象4事業 障害者学級2事業、障害のある人とともに学ぶ事業3事業、外国人対象1 事業 3 公民館主催事業に参加しやすい環境を整えた事業 5 事業（1と重複1 事業を含む） オンライン参加可能事業3事業 動画配信2事業		
(2) 取組内容			
公民館の利用が少ない若い世代に向けて、新しく3事業を行った。「夏の中学生ボランティア（SDGsサポーター編）」（田無公民館）では、田無公民館近隣の田無第一中学校、田無第四中学校の生徒が田無公民館主催事業において、ボランティア活動を行った。「夏休み青少年ウィーク」（谷戸公民館）は、夏休み中の1週間、小中高生に対して公民館の一室を自習室として開放するという事業で、学び合いの機会となるよう、学習ボランティアを募集した。高校生7人の応募があり、準備会を7回行った上で実施した。「高校生が考えた親に教えたい講座 スマホから始まる親子関係」（谷戸公民館）では、高校生が講座を企画し、講座では司会を担当し、プレゼンテーションを行った。また、勤労世代の参加も意識して実施した「趣味講座 保谷駅前バンドをやろう」（保谷駅前公民館）は、参加者20人中、公民館主催事業に初めて参加する人が13人で、20代～50代が11人と過半数を占めた。 社会的に制約を受けやすい方へ向けた事業では、「高齢者の課題を考える講座 人生100年時代いくつになっても安心して暮らすために」（芝久保公民館）の終了後、高齢の参加者が継続して交流することができるように、新たな事業として、多世代が交流する居場所「みんなおいでよ 芝久保交流会」を開始させた。 不登校を取り上げた「子どもの課題を考える講座 経験者が語る～私の不登校とその後～」は、オンライン参加も可能とし、当事者が参加しやすい環境を整えた。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
動画配信2事業を除く対象事業21事業のうち、参加者アンケートで満足度を調べた事業は17事業であり、うち11事業は「満足」または「ほぼ満足」と回答した参加者の比率が100%、残りの6事業は97%、96%、95%、93%、92%、75%との結果を得た。なお、障害者学級2事業、外国人対象1事業、自由参加型の地域交流事業1事業については、自由記載欄のみのアンケートを実施した。B評価が1事業あるが、他16事業がA評価であるため、総合はA評価と判断した。	
8 今後の課題・改善点	
誰でも学べる学習機会の提供を実現するために、引き続き、ライフステージに応じた事業や属性に応じた事業、社会的制約を受けやすい方たちに向けた事業に取り組むとともに、就労世代や当事者の受講に有効なオンライン参加の活用を進める。	
さらに公民館主催事業参加者の裾野を広げていくために、広報の充実と動画配信の活用が課題である。	

○参考資料

「誰でも学べる学習機会の提供」における各事業一覧 23事業

1 公民館の利用が少ない層に向けた事業 13事業

※⑧は下記3、⑩～⑬は下記2にも該当する事業。⑦は項目番号13「学びの活動の循環の形成」にも該当する事業。

- ①「中学生・高校生対象講座 K-POPを踊ろう！～なりたい自分へチャレンジ」(柳沢公民館)
- ②「夏の中学生ボランティア(SDGsサポーター編)」(田無公民館)
- ③「中高生が企画する小学生向け防災講座 めざせ！防災マスター!!」(谷戸公民館)
- ④「夏休み青少年ウィーク」(谷戸公民館)
- ⑤「中高生が企画する小学生向け防災講座 めざせ！防災マスター!!」(谷戸公民館)
- ⑥「あつまれ！みんなのけいおん講座」(保谷駅前公民館)
- ⑦「人権講座 子どもの権利を考える～西東京市子ども条例すごろく“マジか！”で遊ぼう」(保谷駅前公民館・「西東京わいわいネット」との共催)
- ⑧「ライフデザイン講座 仕事なんか生きがいにするな～生きる意味を再び考える～」(柳沢公民館)
- ⑨「趣味講座 保谷駅前バンドをやろう」(保谷駅前公民館)
- ⑩「高齢者の課題を考える講座 人生100年時代いくつになっても安心して暮らすために」(芝久保公民館)
- ⑪「みんなおいでよ 芝久保交流会」(芝久保公民館)
- ⑫「高齢者の課題を考える講座 老いる不安を生きる希望へ～認知症へのあたらしいアプローチ～」(ひばりが丘公民館)
- ⑬「高齢者対象講座 在宅医療と人生ノート」(保谷駅前公民館・高齢者支援課との共催)
- 2 社会的に制約を受けやすい方に向けた事業 10事業(1の⑩～⑬を含む)

※⑤は項目番号13「学びの活動の循環の形成」にも該当する事業。

- ①「くるみ学級(障害者学級)」(柳沢公民館)
- ②「あめんぼ青年教室(障害者学級)」(田無公民館)
- ③「イスに座って！やぎさわディスコ」(柳沢公民館・やぎさわディスコ実行委員会との共催)
- ④「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート！」(谷戸公民館)
- ⑤「インクルーシブな社会をめざす講座 みんなでつくるボッチャ大会」(谷戸公民館)
- ⑥「子育て中の外国人女性のための日本語講座」(柳沢公民館)
- 3 公民館主催事業に参加しやすい環境を整えた事業 5事業(1の⑧を含む)
- (1)オンライン参加可能な事業 3事業
- ①「教養講座 音楽はひとつ～ロマ、アラブ、ロシアの音楽を学ぶ～」(谷戸公民館)
- ②「子どもの課題を考える講座 経験者が語る～私の不登校とその後～」(ひばりが丘公民館・「西東京市不登校情報ネットワーク ハートライン」にしようきょう」との共催)
- (2)市ホームページにおける動画配信 2事業
- ①「地域講座 暫女唄が聞こえる」(保谷駅前公民館)
- ②「地域連携講座 落語っておもしろい！あなたもハマる落語の世界」(保谷駅前公民館)

項目番号	15	主管課	図書館
1 評価対象事業			
レファレンスサービス（調べもの支援）の充実 （西東京市図書館を使った調べる学習コンクール）			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	4	「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて	
方向	3	「学び」が実践できる地域の学習資源の活用	
施策	②	図書館機能の充実	
3 取組事業の概要			
紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど多様な情報源を整理し、提供する。提供方法の変更や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援する。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
児童が主体的に調べる・学ぶための支援の充実を図るため、市内在住の小学5年生及び小学6年生の児童を対象に、自ら設定した課題を、学校図書館、公共図書館の図書資料及び有料データベース等を活用する学習コンクールを実施する。 児童が調べた提出物の中から、優れた作品に本市の優秀賞を授与するとともに全国コンクールに推薦する。			
5 年度当初の事業指標等			
「西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」の実施スケジュール 5月 地域コンクール開催申請手続き 6月 学校への周知・説明 9月 応募作品の受付 10月 地域コンクール審査 11月 地域コンクール表彰式、 全国コンクールへ推薦作品を送付 令和6年1月～2月 全国コンクール審査結果発表 ・表彰式			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	—		
実績値等	応募総数 33件（小学6年生 13件 小学5年生 20件） うち 教育長賞 小学6年生 1件 優秀賞 小学6年生 1件 教育長賞を受賞した作品を全国コンクールへ推薦し、奨励賞を受賞した。		
(2) 取組内容			
全市立小学校の5年生及び6年生に向けた応募用紙（チラシ）の配布や、学校司書に向けた地域コンクールの趣旨や概要を伝える動画配信を行い、「第1回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催した。 また、夏休み期間にあわせて、「調べる学習フェア」として、資料の展示や調べ学習に関するガイドブックの配布、児童からの調べもの相談対応を行った。あわせて、希望する学校に対して、出張案内や調べ学習に関する図書館資料の団体貸出をした。 応募作品の中から、優れた作品に教育長賞と優秀賞を授与し、教育長賞を受賞した作品を全国コンクールへ推薦、奨励賞を受賞した。			

7 自己評価	
(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価	
A	A… 計画・目標どおりに達成できた
	B… 計画・目標の一部が達成できなかった
	C… 達成できず困難な課題がある
(2) 評価理由	
年度当初の事業指標等（実施スケジュール）のとおり実施したことや、夏休み期間中に「調べる学習フェア」を実施したことで、児童が主体的に調べる・学ぶための支援の充実につながったことからA評価とした。	
8 今後の課題・改善点	
応募作品の増加や作品の質的向上を図るため、調べ学習に関する図書館資料の充実や活用方法を検討する。また、児童を対象とした、テーマの決め方や作品のつくり方等に関する講座を開催し、調べ学習に必要な知識や技術を習得する機会を提供する。あわせて、今後の応募の参考となるよう、図書館ホームページや西東京市子ども電子図書館、図書館だより等の広報物に受賞作品を掲載し、周知する。	

○参考資料



1 「調べる学習フェア」展示の様子



2 「教育長賞」受賞作品



3 「優秀賞」受賞作品



4 「しらべものおてつだいします！」バッジ

項目番号	16	主管課	社会教育課
1 評価対象事業			
下野谷遺跡の保存・活用			
2 該当する教育計画上の基本方針等			
基本方針	4	「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて	
方向	3	「学び」が実践できる地域の学習資源の活用	
施策	③	文化財の保存と活用の充実	
3 取組事業の概要			
国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組む。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行う。			
4 具体的な取組（令和5年度）			
「史跡下野谷遺跡保存活用計画」及び「史跡下野谷遺跡整備基本計画」に基づき、下野谷遺跡の価値と魅力を広く示すとともに、地域資源として生かしていくための史跡の保存と活用を行う。 令和5年度は、下野谷遺跡の愛称板の設置と、防犯、防災等を目的とした防犯カメラの設置を行う。また、2期整備としてムラびと制度や、サポーター制度等を生かした事業を行い、「みんなでつくる史跡」を育てる。また、整備された史跡を管理し、より有効に活用するためのガイダンス施設の設置について具体的な検討を行う。			
5 年度当初の事業指標等			
令和5年度史跡の整備 4月 ・愛称募集 ・整備地オープニング 8月～11月 防犯カメラ設置 8月～10月 愛称板設置 10月 縄文の森の秋まつり ※4月～令和6年3月：ムラびとだよりの発行（年2回）、竪穴住居等の公開			
6 取組成果（令和5年度）			
(1) 事業決算額・実績値等			
決算見込額	5,339,268 円 【内訳】縄文の森の秋まつり会場設置委託料 768,900 円 下野谷遺跡整備工事愛称板設置 1,320,000 円 下野谷遺跡整備工事防犯カメラ設置 3,250,368 円		
実績値等	・愛称板『したのや縄文の里』設置、「縄文の森の秋まつり」にてお披露目、周知 ・下野谷遺跡整備地にて、防犯カメラ3台設置		
(2) 取組内容			
史跡下野谷遺跡整備基本計画で第一次整備地区として位置付けた整備地竪穴式住居等の展示物が完成したため、4月にオープニングセレモニーを実施し、公開を始めた。 史跡整備としては、史跡保護と見学者や周辺住民の安全などのために、防犯カメラの設置を行った。 また、市民公募から決定した下野谷遺跡整備地の愛称『したのや縄文の里』の愛称板を設置した。 市民協働で開催した「縄文の森の秋まつり」では約1,300人が参加し、愛称板のお披露目を実施した。 さらに、2期整備として、ムラびと制度の「ムラびと」と協働で縄文時代の植物を栽培する「したのや縄文菜園」の製作を行った。竪穴式住居の定期的な開放や特別展の展示、ムラだよりの発行を行った。 さらに、史跡下野谷遺跡ガイダンス施設設置計画庁内検討委員会を設置し検討を行った。			

7 自己評価

(1) 定量的又は定性的な観点に基づく自己評価

A

A… 計画・目標どおりに達成できた

B… 計画・目標の一部が達成できなかった

C… 達成できず困難な課題がある

(2) 評価理由

防犯カメラの設置と活用により、下野谷遺跡全体の安全面の確認と近隣住民への安心感の寄与に努めた。

また、整備地の愛称を公募し、愛称板を設置したことで遺跡への親しみをより深めることができた。

以上の内容と、「縄文の森の秋まつり」の参加人数がこれまでに比べて最も多かったことや、市の文化財保存・活用のモデル的位置付けとして充実化を図ることができたことから、A評価とした。

8 今後の課題・改善点

国や東京都の補助事業を活用しつつ、引き続き計画的な整備及びガイダンス施設の検討を行い、今後の史跡整備、維持及び管理にあたって、地域住民の方への丁寧な周知を行う必要がある。

また、市公式ホームページやSNSでの掲載、郷土資料室での展示等により、下野谷遺跡の価値と魅力について一層のPRを行い、地域との連携、学校教育・生涯学習への活用、市民協働を進めることで、国史跡下野谷遺跡をまちづくりに生かしながら未来につないでいく。

○参考資料



愛称板お披露目（秋まつり）



愛称板（正面）



防犯カメラ



縄文の森の秋まつり

第4 西東京市教育計画（西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度））の取組状況について

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成～

1-1-① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用

■基礎的・基本的な知識・技能の定着

授業等の学習において、タブレット等のICT機器を新しい文房具として日常的に活用するとともに、AIを活用した学習アプリを授業等で取り入れ、児童・生徒の実態に応じた学習を行いました。

■外国語教育の充実(ALT)

ALTによる指導とともに、小学校では、英語専科の教員による授業を展開し、中学校では、小・中学校での学びの系統性と連続性を明確にしながら、コミュニケーション力を重視したオールイングリッシュでの展開ができるよう授業の充実に努めました。

■小学校入学時における支援の充実

指導補助員と学習支援員について、役割の整理統合・明確化を行い、小学校 17 校に学校生活支援員を、小学校 1 校に学習支援員を配置し、学級数の多い学校に対しては学校生活支援員を2人配置するなど、必要な児童に対して効果的な支援が行えるよう柔軟な体制を整えました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学習指導要領に示された「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を各教科などにおいて、バランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行います。
- 小学校においては、ALTによる指導を積極的に行い、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成し、中学校においては、オールイングリッシュでの指導を行い、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視します。
- 全市立小学校 18 校に学校生活支援員を配置するとともに、中学校への配置を進め、生徒の発達段階に応じた支援体制を整えます。

1-1-② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

■主体的・対話的で深い学びの実現

主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善等をテーマに研究指定校を指定するなど、授業を通して児童・生徒の資質・能力を育成するための取組を実施しました。また、児童・生徒が地域をテーマとした単元を主体的に探究できるよう、全市立小・中学校の教育課程に「西東京ふるさと探究学習」を位置付けました。

■キャリア教育の推進

キャリア・パスポート※の実施により、児童・生徒一人ひとりが教育活動を通しての学びや自身の成長を実感するとともに、自己の将来とのつながりを見通す力の育成を図りました。

■少人数・習熟度別指導の充実

習熟度に応じたクラス編成を行い、タブレット等のICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」ができるよう授業改善に取り組みしました。

■放課後や長期休業中の補習指導の充実

夏季休業日に学習教室を実施し、学び残しの解消や発展学習の支援を行いました。また、欠席した児童・生徒に対して、オンライン授業の取組を継続しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の考えについて、授業研究や各種研修を通して、学校への指導・助言を行います。また、児童・生徒が地域をテーマとした単元を主体的に探究できるよう教育課程として「西東京ふるさと探究学習」を推進します。
- キャリア・パスポートについて、小・中学校間での引継ぎを確実に行うようにするとともに、キャリア担当者連絡会を開催し、キャリア教育についての理解や実践について各学校に周知を図ります。
- 少人数指導やチームティーチング※などの実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図ります。
- 放課後や長期休業中もタブレット端末を活用した学習や児童・生徒の実態に応じた課題を設定し、基礎的・基本的な力を身に付けることができるよう指導します。やむを得ず学校に登校しない児童・生徒への対応については、タブレットを活用したオンライン授業を実施します。

※キャリア・パスポート…小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒が記述し、蓄積した記録を振り返るための教材のこと。

※チームティーチング…一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

1-1-③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

■情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実

GIGAスクール推進教師を配置し、研修を行うことで、各学校間での GIGA スクールに関する情報共有を図るとともに、研究指定校を指定し、研究成果をその他の市立小・中学校に展開しました。また、西東京市子どもGIGAスクール委員会が策定した「タブレットルール3きょうだい」を活用しながら情報モラル教育を行いました。

■プログラミング教育の推進

タブレットやロボットを使ったプログラミングの授業などでICT支援員を有効的に活用し、プログラミング教育を推進しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 授業等の学習の場で、タブレットを新たな文房具として活用していく中で、情報モラル教育についても道徳科等を通して充実を図ることができるよう、指導・助言を行います。
- 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、ICTを効果的に活用する学習活動や、プログラミング教育等の充実を図ります。

1-1-④ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

■国際理解教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育を中心に、「世界ともだちプロジェクト」などを通して国際理解に関する学習を進めました。また、SDGsの目標などに関連させながら、多様性についての理解や世界の国々や日本のことについての探究的な学習を通して、国際理解に関する学習を推進しました。

■安全教育の推進

安全教育の推進について、中学校においてスケアード・ストレイト※を実施するなど、「安全教育プログラム」に基づき、生活・交通・災害安全に関する指導を行いました。また、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと改定を行い、事件・事故の未然防止に努めました。

■環境教育の推進

子どもたち自身で各家庭のCO₂の排出量を調べる取組や総合的な学習の時間における環境についての調べ学習などを実施しました。また、SDGsに関する研究指定校を指定し、児童に必要な資質・能力を育むための実践例の研究によって、生命や自然に対する感受性等を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 総合的な学習の時間、道徳等、学校教育活動全体を通して、自国や、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を推進します。
- 各学校において、「安全教育プログラム」に基づいて、生活・交通・災害安全に関する指導を行います。また、必要に応じて、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと改定を行い、事件・事故等の未然防止に努めます。
- ESDについて、全市立小・中学校が教育課程に位置付け、それぞれの実態に応じた取組を行います。また、「西東京ふるさと探究学習」等とも関連付けながら、児童・生徒の身近なことから、課題を見出し、環境問題についても考える学習を行います。

※スケアード・ストレイト…警察の講義やスタントマンによる実技など、学校・家庭・地域社会の連携による交通事故防止の活動のこと。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向2 豊かな心を育む教育の実現～

1-2-① 人権教育の推進

■自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実

「西東京あったか先生」を掲げ、児童・生徒の心に寄り添った指導を行う教員の育成を推進しました。また、児童・生徒が達成感や充実感を持てるようさらなる授業改善に取り組むとともに、各行事への取組についても子どもたち自身がどのような行事にしていきたいのかを教員が聞き取り、実行しました。

■人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進

「西東京あったか先生」の理念の下、各種研修において人権教育を取扱うとともに、いじめ対応の「西東京のやくそく」や、虐待に関する「西東京ルール」の周知・徹底を行うことで、いじめや虐待の早期発見・早期対応を図りました。また、中堅教諭等資質向上研修にてヤングケアラーに関する研修を実施しました。

■生命尊重教育の推進

各市立小学校において、ウサギやチャボ等の動物を飼育するとともに、獣医師会と連携した研修の実施や飼育委員会等の委員会活動等における、学校飼育動物の世話を継続し、道徳教育で生命を大切にする教育を推進しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 「西東京あったか先生」に基づいた人権感覚を持った教員の資質向上を図っていくとともに、児童・生徒の心に寄り添った対応を推進します。児童・生徒が達成感や充実感を持てるよう授業改善に取り組むよう指導・助言します。
- 暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図ります。
- 道徳教育の充実のために学校訪問等において指導・助言を行い、獣医師会と連携した研修の実施や学校飼育動物を通じた生命尊重教育を推進します。

1-2-② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

■いじめ防止対策の充実

いじめ対応マニュアルである「西東京のやくそく」や虐待に関する「西東京ルール」の周知・徹底を図り、副校長や生活指導主任を対象としたいじめスペシャリスト研修を開催し、組織的に対応できるよう資質向上を図りました。また、ふれあい月間を年3回設け、アンケートや面談を基に、いじめなどの早期発見・早期対応に当たりました。

■健全育成の推進

「西東京あったか先生」を推進するとともに、全教員が児童・生徒の心に寄り添った対応を行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進しました。また、キャリア・パスポートを活用し、児童・生徒が自分の活動を主体的に振り返り、自己実現に向けたキャリア形成ができるよう指導・助言をしました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 「西東京市いじめ問題対策委員会」や「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」での意見を参考にして、いじめや虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、研修会等の充実を図ります。
- 「西東京あったか先生」を推進するとともに、児童・生徒の心に寄り添った対応を全教員が行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進します。また、児童・生徒が自分の活動を主体的に振り返り、自己実現に向けたキャリア形成ができるよう指導・助言を行います。

1-2-③ 道徳教育の充実

■「特別の教科 道徳」及び地域と連携した道徳教育の充実

道徳教育推進教師連絡会において、道徳教育推進教師の役割を確認するとともに、教育活動全体での道徳教育を推進するための工夫について、情報共有を行いました。また、道徳授業地区公開講座において、保護者等の地域の方々と意見交換を実施し、授業の充実を図りました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 道徳教育推進教師連絡会において、道徳教育推進教師の役割を確認するとともに、教育活動全体での道徳教育を充実させるための取組に関する情報共有を行います。また、道徳授業地区公開講座を通して、地域・家庭と連携して道徳教育の充実を図ります。

1-2-④ 読書活動の推進

■学校図書館を活用した読書活動の充実

各学校において自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、授業内容を豊かにして理解を深める「学習センター」や、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」といった、学校図書館の機能に基づいて児童・生徒の読書活動の充実に努めました。また、学校司書連絡会を開催し、学校図書館の充実に努める研修や年1回司書教諭・学校司書合同の研修会を実施し、市立小・中学校が連携した読書活動についての理解を深めました。

■子どもの読書環境整備

アウトリーチ事業として、図書館以外の場所へ司書が出向き、0～2歳児向けの保育園・児童館でのおはなし会、3歳児以上向けの児童館・公民館での「おでかけおはなし会」を実施しました。また、令和5年7月から「西東京市子ども電子図書館」を導入し、市立小・中学校の全児童・生徒へ利用カードを配布し、利用促進を図るとともに電子図書館を活用したイベント「電子図書館 de ブックトーク」を開催し周知に努めました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学校図書館の一層の活用を図るとともに学校司書連絡会を開催し、学校図書館の充実に資する研修を行います。
- 「おはなし会」の実施会場を増やし、子どもたちの読書環境整備を図るとともに、ヤングアダルト向けの電子書籍の充実を目指します。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進～

1-3-① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

■健康に関する指導の充実

「健康」応援都市としての取組を全市立小・中学校で教育課程に位置付け、健康教育を推進しました。また、全国や東京都の児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の分析から、本市の課題について検討を重ね、小中一貫教育の一環として体力向上委員会を設置し、生活習慣の向上を目指しました。

■オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育の副読本等を活用した学習や、アスリートを招いた講演会などを通して、オリンピック・パラリンピックの精神を学びました。また、東京大会閉会後には「学校2020レガシー」を各学校で設定し、オリンピック・パラリンピック教育を踏まえた「学校レガシー」の推進を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 基本的生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養います。
- 児童・生徒に、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力を育成します。

1-3-② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

■家庭と連携した生活習慣の確立

体力向上委員会により、運動だけでなく食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指すため、各校において、体力向上週間や体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を行い、児童・生徒の不足している栄養素を考えた給食メニューの提供などを広めました。

■食育の推進

栄養士連絡会(健康課・学校・保育園栄養士)が企画する共通献立の全校実施、小学生・保育園児対象の「野菜たっぷりカレンダー」の原画の公募など、児童・生徒の食の関心が高まるような取組を実施しました。また、食に関する情報を献立表や給食だよりに掲載することで、家庭においても食による健康づくりや季節の行事等への関心が高まるよう継続的に取り組みました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導の充実を図ります。また、児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続して実施します。
- 栄養士連絡会などで企画する食の意識醸成のための取組を積極的に取り入れ、タブレットを利用して栄養に関する情報や献立の特徴などを提供する食育を行うとともに、献立表や給食だよりを通じて、家庭での食の関心が高まるような情報提供を実施します。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて ～方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進～

1-4-① 校内体制の充実

■校内委員会の充実

教育支援アドバイザーを各学校の校内委員会へ派遣し助言を行いました。特に、令和3年度から中学校特別支援教室を全校に設置したことを機に、中学校への教育支援アドバイザーの派遣も計画的に行い、さらなる校内委員会の充実を図りました。また、教育支援コーディネーター連絡会において、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づく具体的な支援が行われるよう周知しました。

■校内支援体制の人的環境整備

学校生活支援員を小学校に配置し、通常の学級における支援体制を整備しました。学校生活支援員に対して、支援の在り方について研修を行うとともに、学校生活支援員同士で情報交換を行うことができる場を作る等、スキルアップの機会を設けました。また、発達障害等のある児童・生徒が在籍学級等で学習を継続できるように支援することで、市立小・中学校における個に応じた配慮が充実するよう人的環境を整備しました。

■教育支援システムの活用の推進

教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修会において、教育支援システムを用いた個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について助言し、個別指導計画については、作成しやすくなるよう書式の改良を行いました。また、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズの在籍校での共有について周知しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 教育支援コーディネーターが特別支援教室における指導効果の検証会議に参加し、児童・生徒の在籍学級と特別支援教室双方の指導・支援の方向性について検討し、校内委員会で情報共有することで支援体制の充実を図ります。また、教育支援コーディネーター連絡会を定期的開催し、必要な情報提供を行い、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に取り組めます。
- 通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めるために、教育支援アドバイザーの派遣による教育支援コーディネーターへの助言や学校生活支援員への研修の機会を設け、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めます。
- 個別の教育支援計画や個別指導計画の作成や活用について、研修会や連絡会で周知し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援が行われるよう取り組みます。

1-4-② 個に応じた教育実践の内容の充実

■特別支援学級、特別支援教室の内容の充実

特別支援学級・特別支援教室主任会で、都立特別支援学校との専門性向上事業で学んだことを発表し、共有化するなど、授業の充実を図りました。また、実態に応じた適切な教育課程の編成についての研修や都立特別支援学校の主幹教諭を講師として招き「障害特性に応じた教室運営」についての理解を深めました。

■通常の学級における支援の充実

「ユニバーサルデザインによる授業改善」を主題とした研究指定校の研究発表をオンラインで実施し、全市立小・中学校に研究成果を周知しました。また、若手教員育成研修で特別支援教育についての講義を実施し、特別支援教育や児童・生徒に対しての配慮の仕方などについての理解を深めました。

■発音や話し方に関する課題への早期対応

小学1年生を対象として「発音・話し方調べ」を実施し、スクリーニング後は言語相談につなげるなど、フォロー体制を構築して、早期対応を図りました。また、教育支援推進委員会作業部会において、ことばの教室の課題等を洗い出し、「発音・話し方に関する指導について」の案内を改良しました。

■マルチメディアデ이지ーの活用

マルチメディアデ이지ー資料の蔵書数を増やし、誰でも利用できるマルチメディアデ이지ーを各図書館にて巡回展示することで、多くの利用者が触れられる機会を作り、周知を図りました。また、学校教育においては「まちなか先生(出前講座)」を通じて、マルチメディアデ이지ーについての説明を行うとともに、児童・生徒にとって一番身近である教科書によるマルチメディアデ이지ーを導入しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 特別支援学級、特別支援教室の研修会をそれぞれ年2回実施し、授業研究や講義を通して指導力の向上を図ります。
- 若手教員研修で特別支援教育についての講義を計画し、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図ります。
- 「発音・話し方に関する指導について」の案内を用いて学校や保護者に周知を図り、的確・迅速なスクリーニングでことばの教室につなげます。ことばの教室に通えない事情のある児童については、毎月の言語相談での対応を継続するとともに、言葉の相談をきっかけとして、課題が見つかった場合は、教育相談センターでの相談を勧めるなど適切な支援につなげます。
- 一人ひとりが抱える困難に応じた学習が出来るように、マルチメディアデ이지ー教科書の普及・活用の推進を図ります。

1-4-③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

■通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実

若手教員研修に特別支援教育の内容を取り入れ、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修を実施し、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導法に関する理解を深めました。また、学校訪問等を通して、タブレットを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を観点とした授業改善の指導・助言を行いました。

■特別支援学級、特別支援教室における指導の充実

授業研究や他自治体の指導教諭が講義を行うなど、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図り、指導効果の検証会議において、児童・生徒の状況に応じた教員の指導方法などについて検討を行いました。

■教育委員会から学校への専門家派遣

市立小・中学校ともに校内委員会の内容が一層充実し、かつ、個に応じた教育支援が進むよう教育支援アドバイザーを計画的・積極的に派遣しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 若手教員研修、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行います。また、タブレットを活用した授業の実践事例の好事例を周知します。
- 教師による児童・生徒の特性をみとる力や個に応じた指導力の向上を中心に、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点での授業改善の指導・助言を行います。
- 特別支援教室における在籍校での小集団指導の実施にあたり、校内委員会のさらなる充実を図り、市立小・中学校において個に応じた教育支援が進むよう、教育支援アドバイザーを計画的に派遣します。

■中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実

ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を、特別支援教室を全市立中学校に開設しました。また、特別支援教室の小集団指導の在籍校での実施に向けて、保護者・市民説明会を開催し、丁寧な説明を行うとともに広く周知しました。特別支援教室入室までの流れについてフロー図を作成し、市立小・中学校の教員に広く周知しました。

■教育的ニーズに応じた就学相談の充実

年15回の就学支援委員会及び年4回の事前行動観察を実施しました。就学前施設や在籍校との連携を図りながら、子ども一人ひとりに合った支援につながるよう、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に分かりやすい説明を心がけた就学相談を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学習環境の向上のため、特別支援学級の配置等について検討を行うとともに特別支援教育作業部会(特別支援教室)において、運営体制の変更に伴う課題等を整理し、より良い運営体制の在り方を検討します。
- 相談件数・審議件数が増加しても、子どもや保護者の気持ちに寄り添った、丁寧に分かりやすい就学相談の実施に努めます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向1 相談・支援の充実～

2-1-① 教育相談センターにおける相談・支援の充実

■子ども・保護者への心理的支援の充実

「教育相談センター利用者アンケート」による教育相談利用者のニーズを踏まえた支援を行いました。また、子どもの生育歴や情緒・認知、社会性の発達、家庭環境等を総合的に見立て、子どもや保護者と話し合いながら支援方針を検討するなど、相談支援を行いました。

■相談員等の資質向上

事例検討会や関係機関の理解と連携の推進を図ることを目的とした研修会を行い、相談員等の資質向上を図りました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 利用者のニーズを踏まえた質の高い教育相談を行うとともに、(仮称)教育支援総合窓口を開設し、相談者が利用しやすいよう、相談体制のワンストップ化を進めます。
- 教育相談センター職員の臨床心理学的マネジメント技術向上を目的として、各種研修を実施します。

2-1-② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

■保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実

子どもの状態や状況を把握し理解した上で、保護者に対して心理教育的ガイダンスや情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援につなげました。また、学校に登校しない・できない児童・生徒や保護者が、適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページやSNS等を活用し、必要な情報にアクセスできる環境整備に努めました。

■切れ目ない支援体制

幼稚園・保育園から学校へ直接就学支援シートを提出するよう市から提案したことで、情報引継ぎの場面が設定され、連携強化につながるよう促しました。教育支援アドバイザーが「小1巡回」をする際に、就学支援シートを活用する等、一人ひとりの見立て・気づきが早期かつ丁寧に行われるよう連携強化に向けて進めました。また、心理アドバイザーの訪問派遣も行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 児童・生徒や保護者が適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページやSNS等広報媒体を活用し、支援先や進路などの情報提供を行います。
- 就学支援シートについて丁寧な周知を行うとともに、療育機関に通う児童が年々増えていることから、療育機関への周知方法についても検討します。心理アドバイザーの訪問派遣については、派遣先の職員及び派遣している心理アドバイザーの意見を踏まえ、より効果的な派遣方法について検討します。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向2 学校における教育支援体制の充実～

2-2-① 児童・生徒の「心の健康」の育成

■教員の気づきをつなげる校内体制

教員の気づきをつなげる校内体制整備のための実態把握と課題の抽出を目的として、令和4年度新規採用教諭を対象にアンケートを実施しました。その結果を踏まえ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用しながら、教育支援コーディネーターの教員が中心となって、教育相談員が連携して教員の気づきをつなげる校内体制の充実に努めました。

■ストレスマネジメント等の「心の健康」教育

スタートアップ期間として、長期休業明けに個別の面談の時間を設けました。また、ストレスマネジメントに関する情報やストレスケアの方法を紹介したYouTube動画が視聴できる二次元コードを掲載したリーフレットを作成し、保護者等へ周知しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進し、教員の気づきを児童・生徒に対する理解と適切な対応につなげられるよう学校支援を継続します。
- 相談できる体制づくりに努め、児童・生徒の心に寄り添った指導を行うとともに、子どもが自分の不調に気づき他者に相談できるよう、心の健康に関する知識を子どもが身に付けられるような啓発を行います。

2-2-② 学校と教育委員会との連携による支援の充実

■スクールソーシャルワーカーの派遣

全市立小・中学校へスクールソーシャルワーカーの定期派遣を行うとともに、子ども家庭支援センター等関係機関との連携支援等を行いました。また、スクールソーシャルワーカーの活用推進について、教育支援コーディネーター及び中1不登校未然防止委員、スクールカウンセラーに周知しました。さらに、ニコモテラスを活用した支援方針に基づく家庭訪問及び体験フリースペースでの関わり等を通じて、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒を次の適切な支援拠点につながるよう支援を行いました。

■スクールカウンセラーの配置

東京都公立学校スクールカウンセラーを市立小・中学校全校に配置するとともに、児童数が多い小学校には市のスクールカウンセラーを配置しました。また、スクールカウンセラーの増加配置については、継続して東京都に対して要望を行いました。

■スクールアドバイザーの派遣

子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、虐待防止外部委員会へのスクールアドバイザーの派遣を通して、児童・生徒に関する情報を収集するとともに、ケース会議において助言を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 様々な課題を抱える児童・生徒は増加しており、学校だけでは解決が難しい問題への支援も一層求められていることから、スクールソーシャルワーカーにおける学校への支援を強化していきます。
- 東京都公立学校スクールカウンセラーについて、さらなる増加配置及び追加派遣を要望する必要があるため、東京都に対して要望を継続します。
- スクールアドバイザーを通して日頃から学校と連携を図り、いじめや虐待の早期発見・早期対応につなげます。

2-2-③ 不登校への対応

■早期対応の充実

生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等にて情報共有を図り、各学校にて担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応を図りました。また、継続的な支援につながない児童・生徒を把握し、家庭訪問、来室による面接・相談、電話による相談、関係機関の紹介・連携、ニコモテラスの活用など、関係機関と連携した支援を行いました。

■不登校の未然防止

組織的な初期対応を図るとともに、初任者研修において、不登校の対応について講義・演習を行いました。中学校で支援が必要となる可能性が高い児童について、市立小・中学校間で情報交換や協議ができるよう中1不登校未然防止委員会を開催しました。また、東京都の研修会講師派遣制度を活用した教員研修を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用をさらに推進し、不登校の予兆に気づき適切な対応を行います。
- 不登校への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。また、不登校状態にある児童・生徒を理解するための教員研修の実施とともに、児童・生徒や保護者が必要としている情報の提供などに継続的に取り組みます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて ～方向3 学校を支える多様な教育資源の充実～

2-3-① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

■適応指導教室

適応指導教室「スキップ教室」では、不登校の児童・生徒に対して、一人ひとりの状況に応じて学習指導や生活指導を行いました。また、校外学習や体験的な活動等を通じて、コミュニケーション能力や社会性を向上させ、日常生活の安定や集団への適応を促すなど、社会的な自立に向けた継続的な支援を行いました。

■不登校ひきこもり相談室

不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」を開室し、相談、家庭訪問、居場所の提供、体験活動等を実施するとともに、継続的な支援につなげていない児童・生徒を対象に、適切な支援につなげることを目的とした体験フリースペース「ニコモテラス」を開設し、次の支援につながるよう支援を行いました。

■日本語適応指導

母語が日本語でなく、学校生活に適應することが困難な児童・生徒に対して、指導員を派遣し初期の日本語指導を行いました。日本語指導の中では、マルチメディアデイズ教科書を活用する試みも行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- これまでの取組を継続しながら、学習や生活指導等、支援内容の充実を図るため、他自治体の取組等も参考にしながら、不登校対策に資する適応指導教室等の在り方を検討します。
- 不登校児童・生徒の状況に応じてニコモテラス、ニコモルーム、適応指導教室「スキップ教室」と、段階的に支援を行うとともに、関係機関等が連携して児童・生徒一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行います。
- 今後、日本語指導を必要とする児童・生徒が増えていくものと考えられるため、学校と連携し、日本語指導を必要とする児童・生徒へ安定した支援を行える体制を構築します。

**基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に
向けて**
～方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備～

3-1-① 小中一貫教育の推進

■小中一貫教育の推進

全市立小・中学校で西東京市小中一貫教育を開始し、算数・数学、外国語・英語、体力向上などの各委員会での系統的な学びの連続性の整理や、合同の清掃等の市立小・中学校での連携した取組を行いました。教務主任会や小中一貫教育推進委員会を通して、各中学校区での取組の情報を共有し、児童が安心して中学校へ進学することができるよう中学校との連携を密にしました。

■教育支援システムの小中連結

教育支援システムを用いて、個別の教育支援計画や個別指導計画を小学校から中学校へ引き継ぐことについて、校長会議や教育支援コーディネーター連絡会等でその必要性を明確に伝え、保護者への周知にも努めました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 市立小学校からどの市立中学校に進学しても円滑に新しい学校生活を送ることを可能にする、“西東京市モデル”の小中一貫教育を引継ぎ、中学校区における独自性・創造性を発揮しながら、系統的な指導を目指す教育を進めます。
- 教育支援システムによる個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について、保護者と共通理解が持てるよう取り組みます。

3-1-② 学校の教育環境の整備

■学校選択制度の実施

学校選択制度に関する検討懇談会において、今後の課題と方策を整理しました。計画的な課題解決に向けて、短期的または中長期的に検討すべき項目と期待される効果のほか、今後の検討に関する流れについて、懇談会報告書としてまとめました。

■介助員制度の実施

令和3年度の障害者基本法等の法律改正を受け、申請要件の変更や配置時間の加算制度など、通常学級介助員制度の見直しを実施しました。学校生活において支援が必要な児童・生徒に介助員を配置し、学校・保護者・介助員と連携しながら学校生活の安定につなげました。

■バリアフリー化の推進

校舎のバリアフリー化については、各学校の実情に配慮し、一部の市立小・中学校において、洋式便器取替、階段手すり、だれでもトイレの設置等を実施し、バリアフリー化の拡充を図りました。

■環境に配慮した学校施設の整備

環境に配慮した学校施設の整備については、一部の市立小・中学校の校舎照明のLED化を実施したほか、屋上緑化、雨水利用、太陽光発電、LEDなどの省エネ対策を整備した学校建替工事を実施しました。

■幼稚園・保育園・小学校間の連携強化

全市立小学校にてスタートカリキュラムの作成を行い、就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組むとともに、就学前機関に就学支援シートの活用の周知を行うことで、幼・保・小での児童への支援が円滑に行われるよう取り組みました。また、切れ目のない支援を行うため、保育園に年3回の心理アドバイザー派遣を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学校選択の申し立て時期を1か月前倒しし、9月に変更します。また、保護者の利便性を図るため、学校説明会に代えて、各学校ホームページでの学校情報の充実を図るとともに、申し立て手続きのオンライン化を検討します。
- 介助員の人材確保が課題であるため、公募や学校からの紹介によって、年間を通じた安定的な配置につなげます。
- 「西東京市公共施設等トイレ整備方針」に基づき、洋式化を原則としてバリアフリー化の拡充を検討します。バリアフリースイッチが未整備の学校については、「西東京市立学校における「合理的配慮」の対応検討基準」に基づき実施します。
- 「西東京市公共施設環境配慮指針」に基づく環境負荷の低減のため、照明のLED化を計画的に進めます。
- スタートカリキュラムを着実に実施するとともに、就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組み、就学支援シートの活用を図ることで、幼・保・小の相互の交流を充実させます。また、心理アドバイザーの派遣も継続します。

3-1-③ 学校給食環境の整備

■給食室の改築・整備

建替工事に伴い、一部の学校に学校給食衛生管理基準に準拠した給食室を整備しました。また、整備後においても学校栄養職員や調理従事者などの意見を踏まえ、衛生的で効率のよい調理ができるよう環境整備に努めました。

■地場産農産物の積極的活用

地場産農産物の積極的活用に向けて、めぐみちゃんメニューを募集し、学校給食へ提供しました。本事業を通じて、市内で農業を営む生産者の情報や農産物の種類、飲食店や学校給食で実際にメニュー化されるまでの工夫など、子どもたちの食への興味・関心を高めることができました。また、地場産農産物生産者と学校栄養職員との意見交換会の開催に加え、学期ごとに作付けした農産物の種類や収穫予定時期について生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供し、その結果、献立作成時に地場産農産物をより多く取り入れる機会につながりました。

■食物アレルギーの対応

「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいたアレルギー対応を行うとともに、指針の改定や食物アレルギー対応研修を実施しました。万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインの使用に関する情報を全教職員に周知しました。その結果、アレルギー事故が発生した際にホットラインを迷わず使用することができ、大事には至らず、効果的に活用されました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 空調設備が設置されていない給食室への空調設備の設置に向けて、専門業者による調査を実施し、学校栄養職員や調理従事者の作業環境の向上を図ります。
- 学校栄養職員や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、子どもたちが地場産農産物を通じて食への興味・関心を高められるよう取り組みます。
- 食物アレルギー対応研修を継続的に実施するとともに、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインの使用に関する情報の周知徹底により、万が一の事態に備えます。

3-1-④ 情報教育環境の整備

■ICT環境整備

GIGAスクール構想への対応として、オンライン授業等に使用するタブレット端末や、校内無線LAN、無線アクセスポイント、大型提示装置を整備しました。学習者用デジタル教科書については、国の実証事業に参加し、一部の学年にて英語や算数・数学を導入し、ICTを活用した授業を実施できる環境を整備しました。タブレットの入替えについては、国の基金(補助金)を有効活用できるように、都の動向の注視に努めました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学習者用デジタル教科書については、国の実証実験に参加します。タブレットの入替えについては、故障等で修繕することができなかった一部の端末を先行リース導入するとともに、現在利用している端末の再使用又は再資源化を視野に入れた有効的活用の検討及び適切な処分の実施を検討します。また、家庭や地域と連携し、情報モラル教育の充実も図っていき、児童・生徒の学びを一体的に充実することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることで、情報モラル教育の充実を図ります。

3-1-⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

■学校施設の適正規模・適正配置の検討

学校を取り巻く状況の変化に対応するため、児童・生徒等の推計等のデータに基づき、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の見直しを行いました。さらに、「西東京市学校施設個別施設計画」を策定し、ひばりが丘中学校跡地の活用、近接校の解消や複数校の一体整備などに関する今後の方向性を一定程度示しました。

■学校施設個別施設計画の策定

「西東京市学校施設個別施設計画」を策定し、学校施設整備の基本的な方針として、老朽化対策、適正規模・適正配置の取組と学校施設の地域利用・複合化を掲げ、それを踏まえた学校施設の整備基準、建替えや設備改修等のスケジュールについて示しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数や学級数の推移、国や東京都の動向、本市の財政状況などを踏まえ、地域ごとの状況に応じた学校施設の適正な在り方について検討を行うとともに、適正規模・適正配置の取組に関する具体的な対応策についても検討を進めます。
- 田無第三中学校の建替えについて検討を進めるほか、その他の学校で建替えに向けて、耐力度調査等を実施します。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向2 学校経営改革の推進～

3-2-① 学校組織の活性化

■学校経営計画の活用

学校経営計画の項目を「教育理念及び教育目標」とし、喫緊の教育課題への対応を盛り込んだ学校経営計画の策定を校長に依頼することで、より教育活動の充実を図りました。学校経営計画について、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進めました。

■カリキュラム・マネジメントの推進

研究指定校を指定し、児童に身に付けさせたい資質・能力を、計画的・効果的に達成させるために、教育活動を俯瞰した上で、1つの目標に向けて学校全体が、地域が、そして教員一人ひとりが、常に教科等横断的な視点に立って取り組みました。

また、教育課程編成時にカリキュラム・マネジメントを踏まえた指導計画を作成し、各学校の実態に応じた取組を推進しました。

■地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実

学校運営連絡協議会での教育活動の報告などを通して、学校経営に関する情報を公開しました。学校評価をPDCAサイクルで活用し、地域人材の活用も図りながら、学校の教育活動の充実を図るため、カリキュラム・マネジメントの実現を図りました。また、コミュニティ・スクールを設置したことで、地域住民、保護者が学校経営へ参画し、社会に開かれた教育課程の実現を図ることができるよう指導・助言を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を行います。
- 各学校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントの推進について、学校運営協議会委員への説明を行い、社会に開かれた教育課程の編成を進めます。
- コミュニティ・スクールを活用して地域住民、保護者が学校経営に参画し、学校の教育活動の一層の充実を図ります。

■教職員の経営参画意識の向上

カリキュラム・マネジメントの3つの側面【教科等横断的な視点に立った単元配列表、PDCAサイクルの確立、人的・物的資源の活用】を意識した取組を推進する中で、常に計画的に評価・改善をするカリキュラム・マネジメントにより、教職員が相互に連携しながら経営に参画しました。

■部活動の在り方

平成30年度に策定した部活動のガイドラインに基づいた活動時間等を設定し、適切な部活動の運営を行うことで、顧問である教員・生徒が部活動によって疲弊することのないよう指導しました。市立中学校の管理職及び教員による、「部活動の在り方検討協議会」を発足し、部活動の在り方等について協議を進め、教員意見を得ました。

■学校訪問監査

学校訪問監査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて実施方法を工夫しながら可能な範囲で実施しました。新型コロナウイルス感染症5類移行後は、効率的な監査の視点を取り入れながら効果的な監査を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- カリキュラム・マネジメントの視点から校内の組織体制を整えることで、地域人材等を活用し地域の中から教材を作るなど、教職員や地域が相互に連携し、教育活動の一層の充実を図ることができるように指導・助言を行います。
- 国や東京都の動向を踏まえ、地域の実情に応じた、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるため、「西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会」を設置します。
- 日頃の事務処理の中で課題となっている点を踏まえ、監査内容を検討し実施します。

3-2-② 学校における働き方改革の推進

■学校における働き方改革の推進

市立小・中学校教員のタイムマネジメント力向上支援事業を実施しました。また、統合型校務支援システムの導入や、学校特別非常勤講師・副校長業務支援員・学年教育アシスタント等、人的支援員を配置し、これらの効果的な活用方法等の情報共有を行いました。

■人的支援の推進

各市立小学校に学校特別非常勤講師を配置することによって、担当教員がその他の授業準備等を行う時間として活用できる等、担当教員の負担軽減につながり、児童の授業満足度が高い等の報告を受けました。また、教員が部活動に充てていた時間を他の業務に取り組めるよう部活動指導員を各市立中学校に配置しました。

■教職員の健康管理

健康診断を継続して実施するとともに、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、医師による面接指導を行う体制を整えました。さらに、全市立小・中学校において安全衛生推進者を配置しました。

■学校給食費の公会計化

他市への導入状況調査を行うとともに、会計システムの導入や庁内業務体制について調査を行いました。また、先進自治体へのアンケート調査及びヒアリング、学校意見聴取等を実施しました。

■副校長の校務軽減

副校長の事務的負担を軽減し、教職員の授業観察・指導等に専念できる時間を増やすことを目的として、副校長業務支援員や学年教育アシスタントを配置しました。

■校務支援システムの充実

校務の効率化の実現において、統合型校務支援システムを導入し、効率的に事務処理を行うことができる環境を整え、教職員の公務負担軽減を図りました。また、東京都の統合型校務支援システムの標準化の動向の共有化を図りました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 教職員の働き方改革における人的支援をより一層推進するため、「学年教育アシスタント」の配置校を全市立小学校 18 校に拡大することにより、教員の負担軽減及び授業の質の向上を図ります。
- 衛生管理者を学校に配置するための検討及び調整を行います。また、病気休職の発生を未然に防ぐために、市立小・中学校の全教職員に対して出張相談を実施します。
- 令和7年度からの公会計化に向けて、検討部会を設置し、具体的な検討を進めます。
- 学校の組織体制の充実を図ることによって、副校長のさらなる校務軽減を図ります。
- 東京都の統合型校務支援システムの標準化についての動向を確認しながら、状況に応じて、令和8年度更新を迎える校務支援システムの充実を図ります。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向3 学校を核とした地域づくりの推進～

3-3-① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

■放課後子供教室

放課後子供教室について、各市立小学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会提供を各市立小学校にて実施しました。また、放課後子供教室で実施したおはなし会に、幼児教育や絵本について学んでいる武蔵野大学の学生がボランティアとして参加したことで、実地での多世代交流の場となり、参加した学生から「よい経験になった」との声がありました。

■地域学校協働本部の研究

地域学校協働活動を開始し、それぞれの地域にて、既存の組織やボランティアとともに緩やかなネットワークを形成し、学校応援団(地域学校協働本部)としての体制づくりを構築しました。また、コミュニティ・スクール推進委員会等を通して、各学校の地域との連携の在り方などについて情報共有を行い、全市立小・中学校で「西東京ふるさと探究学習」等を実施しました。

■各種機関・組織等との連携

多摩六都科学館と連携し、放課後子供教室で学習活動の機会提供事業として実験教室等を実施しました。また、専門職員や地域で活動する団体や個人が講師となり、学校で先生と一緒に授業を行う「まちなか先生(出前講座)」の取組を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 児童の放課後の居場所の選択肢、活動内容の幅を広げるため、関係部署との連携を進めます。また、学童クラブとの連携について、各市立小学校施設開放運営協議会との協議が進むよう、取組の方向性を検討します。
- 「西東京ふるさと探究学習」等を通して地域と連携した学習活動を展開するよう指導・助言するとともに、全市立小・中学校にてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化に関する取組を拡大します。
- 事業内容の充実に向けて、各種機関・組織と連携した取組を実施します。

■コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究

コミュニティ・スクールを導入し、地域住民等とともに様々な取組を実施しました。中には、学校の課題の解消や地域のやりがい・満足感につながる事例もありました。また、他の自治体より講師を招き、地域学校協働活動推進員向けの研修会を実施しました。

■副籍制度の推進

副籍制度については、間接的な交流を継続して行うとともに、都立特別支援学校が主催する交流報告会に積極的に参加し、特別支援学校との連携強化に努めました。また、副籍交流の理解啓発活動として、教育支援コーディネーター連絡会において「副籍交流のあり方について」をテーマに講義を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 導入していない全市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校が地域と協働して学校の課題解決に向けた活動ができるよう支援します。
- 教員を対象とした副籍交流についての研修・講義を実施するとともに、副籍交流希望者を増やすための取組を検討します。

3-3-② 安全・安心な教育環境の推進

■登下校の安全対策

通学路合同点検等を通して、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携し、通学路の安全確保に取り組みました。防犯カメラについては、これまでに合計 99 台設置するとともに、防犯カメラの設置を周知する看板等を増設し、防犯面における安全対策の向上を図りました。学校教育の面においては、地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたち同士で共有して認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成しました。

■地域ぐるみの学校安全体制づくり

地域人材を活用して地域安全巡回指導員(スクールガード・リーダー)を委嘱し、各市立小学校において安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、安全教育への助言を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 交通擁護員の高齢化等により、業務体制の確保が難しいため、新たな見守り体制の構築を検討するとともに、通学路点検及び防犯カメラの維持管理を実施し、登下校の安全確保を図ります。また、学校教育においては、「安全教育プログラム」に基づいて、子どもたちが自分の身を守るための資質・能力を高めます。
- 地域安全巡回指導員の各市立小学校への派遣を継続し、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実を図ります。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて ～方向4 家庭における教育力の向上～

3-4-① 家庭教育に関する学びの機会の充実

■地域連携の推進

公民館で活動する団体と共催で、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える講座や子ども・親子それぞれを対象とした講座等を実施しました。子ども対象講座は、子どもたちが地域の大人と交流する機会になりました。

■多世代が参加できる事業の提供

公民館や地域で活動する団体・個人が実行委員会を組織し、日常の活動の成果を発表する公民館主催の地域交流事業(公民館まつり等)は、多世代が交流する機会となりました。

■地域における子育て支援環境づくり

各市立小学校施設開放運営協議会に放課後子供教室を委託し、校庭開放や様々な体験、学習活動の機会提供事業を実施しました。また、地域の人材を活用し、市立小学校を拠点として地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために地域生涯学習事業を実施しました。

■子育てに関する学習機会の充実

働いている保護者も参加できる日程で親子が交流しながら一緒に学ぶ講座を実施しました。保育付き講座は、育児期の女性が地域でのつながりを形成する機会となりました。学習支援保育の実施は、親も子ども地域の仲間と関わりながら育つことの支援につながりました。また、図書館の取組として、絵本と子育て事業を継続し、親と子のスキンシップの一つとして絵本を手にもらえるよう取り組みました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 専門職員や地域で活動する個人が講師となり、学校で先生と一緒に授業を行う「まちなか先生(出前講座)」の取組を実施します。
- 地域交流事業や公民館で活動する団体と共催で、子どもたちが地域の大人と交流できる事業を実施します。
- 放課後子供教室における学習活動の機会提供事業の継続的な実施に向け、各市立小学校施設開放運営協議会の運営サポートを実施するとともに、地域生涯学習事業について、幅広い世代の地域住民に生涯学習の機会を提供できるよう努めます。
- 3～4か月児健康診査会場での絵本の配布、読み聞かせについての説明や実演、図書館の案内等を再開するとともに、妊娠中の方、家族の方、これから赤ちゃんを迎える方を対象に「ファミリー応援事業」(マタニティブックスタート)として読み聞かせ講座を実施します。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて ～方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興～

4-1-① 生涯学習推進体制の充実

■生涯学習行政のネットワーク化

「西東京市生涯学習推進指針」の基本理念、方向性に基づき、公民館・図書館を中心とした社会教育施設へ生涯学習に関する情報共有を行いました。また、学校の体験学習を通して、人材情報登録者の学習成果を児童・生徒に提供しました。さらに、「循環型の地域学習社会」の実現に向けた参画と協働の仕組みづくり推進に向けて、「西東京市生涯学習推進指針」の見直しを行いました。

■地域の関係機関・団体との連携・協働

多文化共生や防災等の地域課題を取り上げた講座を実施するとともに、地域包括支援センターと連携して、高齢者が多世代と交流する居場所を運営しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 多様な学習ニーズに応じた学習機会等を提供する部署同士が連携できる仕組みづくりを検討します。
- 地域の関係機関・市民団体との連携・協働した事業を実施します。

4-1-② 生涯学習情報を提供する体制の整備

■生涯学習情報を提供する体制の整備

市民の生涯学習を支援するため、知識や技術等を持つ方の情報を、市ホームページなどを活用して提供に努めました。また、保谷駅前図書館学習室の空き状況については、図書館受付カウンターにて表示しました。

■図書館イベント情報の提供

市報・市ホームページ・市SNS媒体及び図書館ホームページを活用するとともに、近隣自治体の情報を集めたWEBサイト(たまろくナビ)への掲載や、地元メディアの取材等によってイベント情報を提供しました。イベントのうち講演などのアーカイブをYouTubeで公開することで、当日参加ができない場合でもイベント内容を体験できる取組を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学習者にとって有用性の高い情報となるよう、情報の整備に努めます。
- 図書館ホームページのリニューアルに向けて取り組むとともに、広報クリニックを活用し、効果的な生涯学習情報の発信方法を検討します。

4-1-③ 学びを通じた地域コミュニティづくり

■高齢者の生きがいや交流につながる学習機会

高齢者対象講座、高齢者の課題を考える講座のほか、高齢者の参加を想定した趣味講座や教養講座を実施しました。趣味講座については、仲間づくりを意識した講座の運営を行った結果、自主サークルが3つ発足しました。また、芝久保公民館では、高齢者の課題を考える講座終了後、参加者の要望に応じて交流を継続し、地域活動への参加を支援する新たな事業として、多世代が交流する居場所「みんなおいでよ 芝久保交流会」を始めました。

■地域との協働事業

公民館まつり等、実行委員会方式で実施する地域交流事業を実施するとともに、公民館市民企画事業実施団体が行う報告会等が公民館や地域で活動する団体の交流する機会となりました。

■学びの活動の循環の形成

学びの活動の循環の一つとして、団体が自らの学習・文化活動の成果を発表する催しを実行委員会を組織して企画・運営する地域交流事業を実施し、地域住民が文化活動に触れ、互いに交流する機会を提供しました。また、地域で活動する団体・個人を講師とする事業や公民館で活動する団体が企画した事業を一定の審査の上、公民館との共催事業として実施する公民館市民企画事業を実施しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 後期高齢者が地域とつながることのできる「芝久保交流会」やデジタルデバイドの解消を目的としたスマートフォンの操作を学ぶ講座を実施します。
- 実行委員会方式の地域交流事業やサークル見学体験会を実施し、公民館や地域で活動する団体が交流する機会を提供します。
- 活動成果を地域に還元する学びの場と実践の場を関連付けた事業を実施します。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を实践できる社会の実現に向けて ～方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実～

4-2-① 誰でも学べる機会の充実

■障害のある人とともに学べる事業

障害の有無に関わらず、ともに参加し、楽しめる事業や障害のある人と関わりながら共生社会の実現を考える事業を継続的に実施し、自主サークルが発足しました。また、障害者学級「くるみ学級」、「あめんぼ青年教室」は地域交流事業に参加し、市民と交流する機会となりました。

■誰でも学べる学習機会の提供

子どもから高齢者までのライフステージに応じた講座や、障害者、外国人、困難を抱える人など社会的に制約を受けやすい人を対象とした講座を全館で分担して実施しました。また、オンラインを活用した事業にも取り組みました。

■多文化を理解する事業

多文化共生をテーマとした講座を継続的に実施するとともに、受講者が出身国(民族)の文化等を紹介するヤギフェスでの展示では、市民の多文化共生の理解につながりました。

■多文化サービス

市内で活動している日本語ボランティア教室へアンケートを実施し、多文化コーナーを一部の図書館に設置しました。また、「やさしい日本語で中央図書館の館内を案内する動画」を図書館ホームページで配信するとともに、多言語おはなし会で日本語、英語、韓国語、中国語、ネパール語の絵本と遊びや文化を紹介しました。

■図書館におけるハンディキャップサービスの充実

新規音訳者育成のための養成講座や活動中の音訳者に向けたレベルアップ研修を実施し、継続した音訳者の数・質の確保と、利用者への資料提供を行いました。また、西東京市図書館で作成をしたデジタル図書の情報を国立国会図書館へ提供し、全国の図書館等において広く利用されました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 障害の有無を問わず、ともに参加し、楽しむ事業を行うとともに、障害者学級において、公民館で活動する団体との交流の機会を設けます。
- ライフステージに応じた事業や、障害者、外国人など社会的に制約を受けやすい方に向けた事業やオンライン参加の可能な事業等を実施します。
- 子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化共生講座を実施します。
- 日本語を母語としない人が利用しやすい図書館を目指す取組として、市内日本語ボランティア教室への図書館利用に関するアンケートの実施や先進的な事例を行っている自治体等を視察します。また、図書館資料等を用いて多文化理解につながる事業を実施します。
- ハンディキャップサービス関連資料の展示コーナーを設置し、サービスの周知や資料が手にとりやすくなるような工夫をします。また、音訳サービスの維持のため、音訳者の養成講座やレベルアップ研修を実施します。

4-2-② ライフステージに応じた学びの機会の充実

■子育て世代への学習機会の提供

子育て世代が参加可能な事業を実施したことで、学習内容や活動を市民に開き、地域を豊かにしていく社会的視点を持った自主グループが複数発足しました。自主グループに対して学習支援保育を実施することにより、継続的に仲間と関わりながら活動できるように支援しました。

また、保育付き連続講座では、受講者が配偶者と一緒に参加できるように、日曜日に保育を付けて講座を実施し、夫婦が一緒に学ぶ機会となりました。

■長寿化を踏まえた学習機会の提供

ライフステージに応じた事業を実施しました。中でも、今まで取組が少なかった20～50代の勤労層を対象とした事業をオンラインで実施したことで、日頃、公民館を利用することがない就労世代の男性が公民館主催事業に参加する機会となりました。

■多世代で学ぶ学習機会の提供

多世代が参加し交流する公民館まつり等の地域交流事業や多世代交流を課題とした講座を実施しました。

また、公民館で活動する団体が講師を務めた講座の実施は、子どもから高齢者までの幅広い世代が交流する機会となりました。

■図書館における高齢者サービス

図書館複数館の間で大活字本の入替えを行い、蔵書構成の活性化を図り、利用者へ資料を知ってもらう機会を設けました。また、宅配サービスについて、ホームページや市報、はなバス社内広告への掲載等のPRに力を入れた結果、利用数と宅配協力員(ボランティア)の登録数が増加しました。

■高齢者の生きがいや交流につながる機会の情報提供

市のシニアボランティアに向けてアンケートを実施し、図書館への要望等について意見を集め、それをもとに既存の分類や蔵書構成の見直し、書架の整理、レイアウト変更を行い、コーナー名を「シニア支援コーナー」から「シニアコーナー」に変更しました。また、PR用のしおりを高齢者支援課を通じて配布しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 学習支援保育を行うことを通して、子育て世代が、親として、一人の人間として、学ぶ機会を提供します。
- ライフステージに応じた事業を実施します。
- 公民館で活動する団体等と連携して、世代を超えた多様な市民が交流できる事業を実施します。
- 大活字本の収集を継続し、大活字本コーナーを充実させるとともに、宅配サービスについても継続してPRし、高齢者の利用の拡大に努めます。
- シニアコーナーに置く資料や配布物の充実を図るとともに、高齢者支援課との共催展示を実施します。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて ～方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用～

4-3-① 公民館機能の充実

■市民活動団体への支援、相談

市民団体の日頃の活動の成果を発表する機会としての地域交流事業、公民館が講師料を負担して市民団体が企画した事業を共催事業として実施する公民館市民企画事業を通して活動支援を行いました。また、会員の高齢化と減少に悩む市民団体を支援するために、市民がサークルの活動を見学したり体験したりする「サークル見学体験会」やサークルが講師を務める講座を共催で実施することで会員募集の機会につなげました。

■市民との協働によるコミュニティづくり

地域課題・生活課題を取り上げた講座を継続的に実施し、同じ関心領域を持つ市民が出会い、知り合う機会を提供しました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 地域交流事業やサークル見学体験会等の実施により、公民館を拠点に活動する市民団体の活動支援等を行います。
- 防災や多文化共生、環境問題等の地域課題の解決に向けた学びの機会を提供することにより、市民の主体的な地域課題解決の取組を支援します。

4-3-② 図書館機能の充実

■レファレンスサービス(調べもの支援)の充実

「第1回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、子どもたちの調べ学習に対する興味を喚起しました。開催に合わせ、「調べる学習フェア」を全館で実施し、調べものに役立つ資料の展示とともに、図書館で作成した「調べる学習ガイドブック」の公開・配布を行い、期間中「しらべものおてつだいます！」バッジを付けた職員を配置して子どもたちが相談しやすい環境づくりを行いました。

■ヤングアダルト(YA)サービスの充実

ノンフィクション資料を継続購入し蔵書の充実を図るとともに、YA向け調べ方案内(パスファインダー)を広く活用できるよう、他自治体公共図書館の先行事例を検証の上、図書館ホームページや「西東京市子ども電子図書館」に掲載し、より多くの目にとまるよう普及に努めました。また、参加型ワークショップを開催し、YA世代が読書の楽しさを共有する機会となりました。

■西東京市縁(ゆかり)の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信

西東京市縁(ゆかり)の人物の著作や関連資料の収集を継続し、図書館ホームページ「西東京市縁(ゆかり)の方の紹介」の情報の更新を随時行いました。

また、縁の人物を講師に招聘し、講演会を実施したことで、参加者の興味関心を広げました。

■図書館サービスの拡充の検討

「西東京市子ども電子図書館」を導入し、市立小・中学校の全児童・生徒へ利用カードを配布し、利用促進を図りました。

また、開館時間については、中央図書館の開館時間を1時間早め、午前9時開館としました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 信頼性のあるデータベースや情報の活用方法について周知させるため、イベントの開催や事例紹介を行います。また、児童を対象とした調べ方の講座を開催し、「第2回西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」の認知度向上を図るとともに、調べ学習に必要な知識や技術を習得する機会を提供します。
- YA世代への資料の充実を図るとともに、参加型イベントとしてワークショップを実施し、参加者を対象としたアンケート結果等から、その効果を検証します。
- 図書館ホームページ「西東京市縁(ゆかり)の方紹介」にて、特集を組むとともに、縁の人物とその作品を紹介するために、地域館を巡回して展示を行います。
- 図書館司書の外部派遣等を含めたアウトリーチ型事業を市内各施設、大学等と連携して実施します。

4-3-① 公民館機能の充実 ・ ② 図書館機能の充実

■中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス

学習コーナーの設置やトイレ洋式化の実現により、利便性向上が図られるとともに、耐震補強等により安全に利用できる施設になりました。

また、新しく設置した授乳室、学習コーナーでの Wi-Fi 環境の整備、地域・行政資料室のレイアウト変更により、年代を問わず、様々な年齢層と地域の方々が利用しやすい施設になりました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 必要に応じた修理・修繕による安全かつ利用しやすい環境整備に努めます。

4-3-③ 文化財の保存と活用の充実

■文化財資料の調査・研究

郷土資料室収蔵品や下野谷遺跡出土品、市指定文化財等のデータベース化を毎年実施し、市指定文化財となった天神社の総合調査や下野谷遺跡の確認調査を行い、その価値を明らかにしました。また、第2期文化財保存・活用計画を作成する中で、市内の文化財のリスト化に着手し、一定のテーマの下、6つのストーリーで市の歴史文化をわかりやすくまとめました。

■文化財の保存管理の推進

新たな文化財保護制度として、市登録文化財制度を設立するため、都内自治体の状況を調査し、「西東京市文化財保護審議会」において制度の内容を検討し、方向性を決定しました。

■文化財の普及啓発及び活用の推進

下野谷遺跡の特別展、「縄文の森の秋まつり」、「保谷のアイ」の市民や市民団体等との協働実施や、郷土資料室での「サマーフェスタ」などの事業を行い、幅広い年代に向けて市の歴史文化の魅力を伝えるなど、文化財を利用した地域活性化に努めました。学校の教育活動としては、「まちなか先生(出前講座)」や「西東京ふるさと探究学習」に文化財を取り入れました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 各種事業や学校連携を進め、市の文化財や歴史文化の理解と興味を深めることで、市民参画の機会を充実させます。
- 登録文化財制度の内容について調査・研究を進めます。
- 多くの方に向けて市の文化財への理解と興味を深めてもらえるよう、市民参加の機会の充実を図るとともに、「まちなか先生(出前講座)」、「西東京ふるさと探究学習」といった学校連携を進めます。特に、下野谷遺跡については、社会科副読本で触れ、その他各教科領域においても積極的な活用を推進します。

■文化財の保護環境の充実

下野谷遺跡にて、「ムラびと制度」や「したのやサポーター制度」の活用に加え、「したのやムラの語り部」(遺跡ガイド)、「したのや里山作り隊」(植生復元)などの市民参画の活動を始めました。郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる「地域博物館」の設置については、継続して調査研究を行いました。

■下野谷遺跡の保存・活用

下野谷遺跡の保護については、遺跡保存を念頭においた整備工事を行いました。下野谷遺跡の活用については、「縄文の森の秋まつり」等の開催を通して魅力を広く周知しました。また、竪穴式住居及び遺構表現施設(土器溜まり)の復元を行い、防犯カメラの設置及び市民公募で決定した愛称板の設置を行うことで、地域住民の方々が安心して活用し、ともに成長する史跡を目指しました。ガイダンス施設に関しては、文化庁との協議を行いながら、設置に向けて「庁内検討委員会」を立ち上げ、具体的な検討を行いました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 市民参画の機会を充実させた各種事業を行うなど、地域総がかりでの文化財の保護に取り組みます。「地域博物館」の設置に関しては、地域博物館部内検討プロジェクトチームを立ち上げ、検討を行うとともに、市民に向けた事業としてワークショップを行います。
- 解説板と掲示板を設置し、整備地をより活用しやすくするとともに、各種活用事業の実施や学校連携を行います。ガイダンス施設の設置に関しては、令和7年度の設計を目指し、文化庁との協議を行いつつ、庁内検討委員会での検討を行います。

4-3-④ その他地域の学習資源の充実

■学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で学校施設開放を実施し、施設の有効活用を図りました。また、地域開放における調査を実施し、施設の統一的な開放基準の検討を進めました。

■地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組

「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」を開設し、歴史資料等の電子化を実施しました。電子化に伴い、来館によらない資料提供が可能となり、資料の活用拡大につながりました。

■市内大学等との共同事業

図書館司書が武蔵野大学にて講義を行い、学生からのアンケート結果を書架における選書や蔵書構成に反映しました。また、武蔵野大学との共同企画を行うことで研究成果を生かした実社会での経験を学生に提供するとともに、図書館主催事業への大学生の参加を通して、実地での多世代交流の場を設けました。

教育計画(R6～R10)で進めていきます！

- 地域開放の統一的な開放基準の整理を進めるとともに、学校教育に支障のない範囲で、地域開放を推進できるよう関係部署と協議を行います。また、地域学校協働活動が開始することに伴い、地域の担い手が必要となるため、地域コーディネーターと協力して新たな人材発掘に努めます。
- 電子化した写真について、写真情報の調査とともに原本やデータの整理、保存方法の検討を継続し、図書館ホームページで公開します。
- 武蔵野大学の講義への図書館司書の派遣を継続して実施します。市と武蔵野大学の展示に関する共同企画については、企画の初期段階から学生の参画を得て、より学生主体の展示となるように支援します。

第5 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

定例会12回 臨時会2回

2 教育委員会会議の提出議案

議案件数 38件

議案番号	件 名	議決年月日	結果
令和5年 12	教育財産の取得について（申出）についての専決処分について	5.4.25	承認
13	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	〃	〃
14	西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について	〃	〃
15	西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
16	西東京市学校運営協議会委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	〃
17	西東京市学校運営協議会委員の任命について	〃	可決
18	西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について	〃	承認
19	西東京市公民館運営審議会委員の委嘱について	〃	可決
20	西東京市図書館協議会委員の任命について	〃	〃
21	令和5年度教科用図書採択方針について	〃	〃
22	令和5年度西東京市教育委員会の主要施策	5.5.23	〃
23	西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則	5.6.27	〃
24	西東京市公立学校教職員に関する措置等について	〃	〃
25	西東京市公立学校教職員に関する措置等について	〃	〃
26	西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	〃	〃
27	西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について	〃	〃
28	西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について	〃	〃
29	下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について	〃	〃
30	令和6～9年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について	5.7.28	〃
31	令和6年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	〃	〃
32	令和5年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）について	5.8.22	〃
33	西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について	〃	〃
34	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	5.9.23	承認
35	西東京市公立学校の副校長人事の内申についての専決処分について	5.10.24	〃
36	西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について	5.12.26	〃
令和6年 1	令和6年度教育関係予算について（申出）の専決処分について	6.2.5	〃
2	令和6年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申について	〃	可決
3	西東京市教育委員会の職員の処分について	6.2.20	〃
4	西東京市教育委員会の職員の処分について（諮問）の専決処分について	〃	承認

5	西東京市教育委員会表彰について	6. 2. 20	可決
6	西東京市教育計画（令和 6 年度～令和 10 年度）	6. 3. 10	//
7	西東京市学校施設個別施設計画（令和 6 年度～令和 15 年度）	//	//
8	西東京市生涯学習推進指針（令和 6 年度～令和 10 年度）	//	//
9	第 2 期西東京市文化財保存・活用計画（令和 6 年度～令和 15 年度）	//	//
10	西東京市図書館計画（令和 6 年度～令和 10 年度）	//	//
11	西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	//	//
12	西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について	//	//
13	西東京市教育委員会教育長の辞職の同意について	6. 3. 22	//

3 請願 1 件

番 号	件 名	受理年月日	審査年月日	結果
令和 5 年 1	全学年で行う運動会の請願書	5. 3. 31	5. 4. 25	不採択

第6 点検及び評価に関する有識者からの意見

【 喜^{きな}名^{ともひろ} 朝博 氏 】（学校教育分野）

《プロフィール》

国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科 教授として、小学校の教員養成にあたっている。

主な経歴 ・前 江東区立明治小学校統括校長 ・元 全国連合小学校長会会長
・元 中野区教育委員会事務局指導室長

1 基本方針1について

・「西東京ふるさと探究学習」は、全国からも注目されている地域密着型の総合的な学習の時間です。この学びが充実することにより、子どもたちが「学び方」を学ぶことで、各教科等における主体的・対話的で深い学びにつながっていくものと考えます。さらに、この学習は「社会に開かれた教育課程」やコミュニティ・スクールの推進力ともなるものです。各学校の取組が充実するよう、教育委員会のサポートの充実を期待します。

・いじめ問題は喫緊の課題であり、マニュアル作成は評価できます。いじめ問題は、早期発見・早期対応は元より、いじめが起らない学級、いじめを許さない学級を創っていくことが重要です。そのためには、心理的安全性が担保された学級作りについて全ての教員が取り組んでいく必要があると考えます。

・電子書籍の整備など、子どもたちの読書環境整備に向けて様々に取り組まれていることが分かります。次のステップとして、読書への興味・関心が高まるような発信が必要だと考えます。特に、家庭や学校と連携して、図書館をもっと身近に感じられるようにすることが必要だと思います。

・学校における特別支援教育の推進にあたり、特別支援コーディネーターの役割は重要です。その資質・能力の向上に向けた取組がなされてきたことは評価できますが、育成と連携の仕組み作りの視点が必要だと考えます。

2 基本方針2について

・子どもたちの課題が複雑化する中、スクールソーシャルワーカーへの期待が高まっており、実際に活躍している様子が分かりました。ソーシャルワーキングの基本は、関係機関との連携と調整であり、スクールソーシャルワーカーの資質・能力にも関わるものです。それを補完するためにも、教育委員会と市長部局、関係機関が一堂に会し、相互の役割を確認するとともに連携体制を構築しておくことも必要かもしれません。様々な部署等が子どもたちのために仕事をしていますが、行政として統合・整理、一元化を図ることで、スピードとモレ・ムラの回避を図ることも考えていただきたいと思います。

・不登校の未然防止についても、不断の取組をされていることが分かります。ただ、文科省が指摘しているように、学校復帰や出現率の低下のみを目指すのではなく、不登校にしない学校や学級の雰囲気醸成、復帰後の受入体制を整えていくことも重要です。前述のように、心理的安全性の確保、ウェルビーイングな学校について、全ての大人が考え、実践できるような機運を高めていくことが重要だと考えます。

3 基本方針3について

・高学年の教科担任制が進む中、小中一貫教育の推進は今後さらに充実する必要があると考えます。義務教育9年間で子どもたちを見ていくということを基本に、学習面だけではなく、心の育ちや運動能力、認知特性などについても一貫して見ていくシステムが作られることが理想です。

・学校組織の活性化、組織マネジメントの遂行にむけ、校長のマネジメント力の向上が求められています。それは、コミュニティ・スクールへの転換にも必要であり、今後、管理職の資質・能力の向上、マネジメント力の向上を目指すことも考えていく必要があります。

・コミュニティ・スクールには、学校を核とした地域作りから、地域とともにある学校作りへ、といった意識改革が必要です。それを学校が発信することには限界があり、市民への説明、運営に関しては教育委員会事務局の切れ目ない関与と支援が必要だと感じます。

・給食費の公会計化はマストであり、発注、支払い等の会計システムの導入を実現するべきです。

・学校における働き方改革の具体的な方策として、様々な人的配置に尽力していただいていることが理解できます。学校における働き方改革の本旨は、子どもたちと向き合う時間や授業準備の時間を確保することであり、単に負担軽減ではなく、そのことが質の高い教育につながるということを強調するべきだと思います。

4 基本方針4について

・多くの自治体で公民館事業が縮小したり、形を変えたりしているなか、公民館が元気であるという印象を強く持ちました。これこそ、西東京市の特色、ウリとしてもっとアピールをするべきだと思います。さらに、公民館事業が全ての年代を対象としており、誰でも参加できることで、市民の学び続ける力が向上しているはずです。そんな状況をデータとして可視化できるとよいと思います。

5 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）に対する評価

・全ての項目に関わることであり、点検・評価の考え方の基本的な考え方に関わることですが、評価資料の指標のほとんどが、いわゆる「取組指標」です。実際にその施策によって、どんな成果があがったのかを図る必要があり、例えば「成果指標」（アウトカム）として数値目標を設定することも考えられます。ただ、子どもたちや市民の変容を数値化することの難しさは否めません。例えば、不登校の未然防止の場合、出現率の低下がその指標となりますが、様々な要因がある中、いくつかの施策をもって要因とすることはできず、他の取組や目に見えない努力の成果とも考えられます。他自治体の取組を参考に研究し、改善を図るべきだと考えます。

・さらに、5年間というスパンは時代の流れに合致しておらず、PDCAサイクルの限界を感じます。例えば、既に先進自治体などでは、OODAループを併用しているところもあり、施策評価のスパンを短くする仕組みなどを考えてみてはどうでしょうか。

・全体を通して、5年間の取組状況を適切に自己評価されていると感じます。今年度への取組予定も具体化されており、次のステップが見えてきました。今期の教育振興基本計画においても「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されており、本市が目指す方向性を明確にしつつ、教育政策が充実していくことを期待しています。

【 佐藤 浩 氏 】（教育行政分野）

《プロフィール》

日本体育大学にて、スポーツマネジメント学部教授として、学校現場が求めている実践的指導力を、学校・教育委員会との連携のもと大学の養成段階において着実に身に付けさせる方策等について実践的研究を進めている。

- 主な経歴 ・元 東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長
・元 杉並区教育委員会教育人事企画課長
・前 新宿区立新宿西戸山中学校長

1 基本方針1について

「GIGAスクール構想」の下で1人1台端末及び通信ネットワーク等の学校ICT環境での新しい学びが本格的に開始されている中、「情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（個別最適な学びと協働的な学び）」（項目番号2）は、重要な課題となっています。中堅教諭資質向上研修やGIGAスクール推進委員会等において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実について重点を置き指導助言を行った点は高く評価できます。

また、市立小学校2校を研究奨励校に指定し、情報活用能力等の資質・能力を各教科等に汎用させることを中心に研究を進め、その研究の成果を都や市立小・中学校に発表し、教員一人ひとりがICTを活用した主体的に学ぶ授業を展開できるよう、教員の資質の向上を図ったことも効果的な取組であると思います。

今後は、児童・生徒自身が主体的にICTの活用方法を考え、自ら取り組んでいくことができるよう情報活用能力を一層高めていく取組の推進を期待します。

2 基本方針2について

子どもの心の健康の育成に向けて、学校における支援体制の充実を図っていることが印象的です。

「スクールソーシャルワーカーの派遣」（項目番号5）として、スクールソーシャルワーカーが学校に登校しない・できない児童・生徒のうち継続的な支援につながない児童・生徒を把握し、令和4年度開設の「ニコモテラス」と連携して、家庭訪問をしたり体験フリースペースにつないだりすることができた点は高く評価できます。

また、「不登校の未然防止」（項目番号6）として、保護者が子どもの心の状態を理解し対応できるよう保護者向けの啓発物を作成し周知した点も高く評価できます。

引き続き、児童・生徒や保護者が必要としている情報の提供に取り組んでいただきたいと思います。

3 基本方針3について

「地場産農産物の積極的活用」（項目番号7）として、地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会の開催、学校給食でのめぐみちゃんメニューの提供、教育委員会による生産者との納入契約の一括実施などにより、地場産農産物の活用機会の増加を図った点は高く評価できます。また、子どもたちの食への興味・関心を高めようと、児童・生徒考案の「めぐみちゃんメニュー」を取り入れた給食の提供をはじめ、市内飲食店におけるメニュー化などの実施は西東京市ならではの取組として高く評価できます。

また、「地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究」（項目番号11）として、地域学校協働本部の設置に向け、コミュニティ・スクール推進委員会や地域コーディネ

ネーターを対象とした連絡会を開催するとともに、「商店街と連携した取組」「企業と連携した取組」などの特色ある活動を実施したり、「学校応援団」の基盤の醸成を図ったりした点が高く評価できます。

今後は、各学校が抱える課題をそれぞれ明確にするとともに、それぞれの課題に応じて適切に指導・支援し、円滑な実施に向けた環境整備を確実に進めていただきたいと思います。

4 基本方針4について

人生 100 年時代に向けて社会が大きく転換していこうとする中、「学びの活動の循環の形成」（項目番号 13）、や「誰でも学べる学習機会の提供」（項目番号 14）など、生涯学習の充実に向けた取組の重要性は一層高まっています。コロナ禍で休止していた陶芸教室の再開やBOSA I カフェの実施など市民の主体的な活動を支援したり、公民館の利用が少ない年齢層や社会的に制約を受けやすい方に向けた事業を実施したりするなどし、全事業において参加者の高い満足度を得ている点は特筆すべきことと言えます。また、公民館所管の事業では継続的に、事業指標を数値化した上で参加者アンケート結果を基に自己評価している点も高く評価できます。

引き続き、地域交流事業、ライフステージや属性に応じた事業等に取り組み、市民を支援していただきたいと思います。

5 西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）に対する評価

「西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）」の取組が令和 5 年度をもって終了しました。4 つの基本方針に基づく 118 の事業が 5 年に渡り執行されました。途中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本教育計画の各事業は大きな影響を受け、様々な制限を強いられましたが、最終年度においては概ね計画通りに執行されました。当該事業の事務の管理・執行、及び報告書の作成に携わった西東京市教育委員会の皆様に、心より敬意を表します。

本報告書における「西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価」及び「西東京市教育計画（西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度））の取組状況について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」として、十分な水準にあると考えます。しかし、「年度当初の事業指標等」において、客観的に成果を把握することが難しいと思われる指標が設定されている事業が一部ありました。実施後にアンケート調査等を実施することにより、関係者や参加者の満足度を数値として把握し、評価に活用していくなど、改善を試みる必要があると考えます。この点については、早急な検討及び工夫改善を期待します。

【 ^{はせがわ}長谷川 ^{かずこ}和子 氏 】（社会教育分野）

《プロフィール》

西東京市社会教育委員として、教育委員会へ社会教育について助言をする役割を担っている。

主な経歴 ・ 西東京市地域学校協働活動統括推進員 兼 西東京市立けやき小学校地域学校協働活動推進員
・ 西東京市立学校施設開放管理者 ・ 東京都地域学校協働活動推進員

1 基本方針1について

子どもの「生きる力」の育成に向けて、施策②〈学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進〉ではコミュニティ・スクールの拡充に伴い、「西東京ふるさと探究学習」が教育課程に位置付けられ、全小・中学校で実施されました。このテーマも西東京市独自の探究学習としては面白い試みだと思います。施策③〈教育の情報化による学習指導の質の向上〉では、現在の情報化社会においてはタブレットの活用は必要不可欠なものとなってくる中、その活用には大いなる工夫が求められます。個別の学びにおいてはメリットもありますが、タブレットの活用には注意も必要となってきます。施策④〈読書活動の推進〉においては電子書籍の提供が開始されました。電子書籍はいつでもどこでも利用できるメリットはありますが、小学生低学年からの利用は視力の低下も懸念されます。じっくり読書を深めるには小学生の間は紙の本の利用を大切にしてほしいと思います。

2 基本方針2について

子どもの「心の健康」の育成に向けての取組においては、学校に登校しない・できない児童・生徒の状況の改善に向けて、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒や保護者に寄り添い必要な支援が行われています。令和5年度までは非常勤の6人体制で行われていましたが、令和6年度は7人体制でうち3名は会計年度任用職員と体制も変わっていくということで、より細かい支援が期待できます。

3 基本方針3について

持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けての事業については、施策③学校給食環境の整備では、地場産農産物の積極的な活用のため生産者と一括契約を行い、農産物の種類、収穫予定を各学校に情報提供し学校給食に多く取り入れる工夫がなされました。まだ農家も多く残っている西東京市では、授業で農家見学も行われる中、地元でとれる野菜が自分たちの給食に使われることで身近に感じ、食に対して興味を持つことができ、食育にもつながると思います。施策①〈地域と学校の連携・協働の仕組みづくり〉では、放課後子供教室の学習活動の機会提供事業において、社会教育課の支援体制もあり、18校全ての小学校で実施ができました。単発事業に終わることなく持続可能な事業となるためには各小学校の施設開放運営協議会の体制の在り方や支援が求められます。また、地域学校協働本部、コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究では、令和6年度は全小・中学校において導入されますが、導入した学校の事例や進捗状況を各主管部署がしっかり検証把握されることが大切だと思います。特に学校サイドではコミュニティ・スクール推進委員会が新設されましたが、コミュニティ・スクール推進員担当の先生と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の連携は必要不可欠ではないかと思います。

4 基本方針4について

「学び」を身近に感じ、「学び」を实践できる社会の実現に向けての事業においては、各公民館において多世代に向けて多種多様な事業の取組が見られました。公民館の利用が少ない層に向けた取組においても13と多くの事業が展開されました。就労世代におけるオンラインと対面とのハイブリットで行われた事業ではオンライン参加が多くみられました。子どもの課題を考える講座では課題を抱えている当事者のオンラインでの参加もあり、今後も続けてほしいと感想があったという点では、一つの居場所にもなったと思います。

5 西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）に対する評価

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）の 5 年間では、4 つの基本方針をもとに 14 の方向、118 にわたる事業の取組が行われました。期間途中には新型コロナウイルス感染症拡大もあり、取組が困難な時期もありましたが、with コロナとしてできる限りの取組を行ってまいりました。

その中で事業全体の総評として、特に気になった取組について若干の所感を述べたいと思います。

▶ G I G A スクールの推進においては、いち早いタブレットの導入が、コロナ過において学びを止めない活動に貢献しました。これからは I C T の活用・取組が教育課程においてもますます重要となってきます。その中で問題点（書く力、健康面、環境格差等々）もあげられ、その対策も重要となります。

また、学校教育においては I C T の活用とともに実体験の活動も大事な取組と考えます。

▶ 子どもの心の健康の育成においては、年々増加している学校に登校しない、できない児童・生徒に対して適応指導教室（スキップ教室）やニコモルームに加え、予約なしで参加できるニコモテラスの設置などの取組もありました。さらに、令和 6 年度からは一部の学校にて校内別室指導支援員を設置し、教室に入ることが難しい児童・生徒へのサポートの場が設けられることから、この取組に期待します。できれば、他県での事例にもみられるような学校に「～支援室」等の名前をもたないフリースペースのような場所を設けることなども検討価値があるのではないかと思います。また、心の健康の育成に向けて保護者に寄り添う対応策も大切となってきます。保護者が気軽に相談できる場所等の情報提供を年度当初に行うことなども有効ではないかと思います。

▶ 学校における働き方改革の中では、副校長業務支援員・学校特別非常勤講師・学年教育アシスタント等の人材支援があげられます。特に低学年における学年教育アシスタントは副担任のような働きも期待でき、先生の業務負担感も少しは軽減されると思われます。また、部活動の地域等への移行の取組も今後はさらに検討されることを期待します。

▶ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体とした導入にあたっては、令和 3 年度のモデル校の取組より毎年導入される学校も増え、令和 6 年度は市内小・中学校全校に導入されました。地域に開かれた学校づくりと学校を核とした地域づくりが一体となって取り組まれることは、学校教育にとっても地域住民にとっても有意義なものになっていくことが期待されます。その推進にあたっては、学校運営協議会の会議の在り方や地域学校協働活動との関わり方などが十分協議される必要があります。令和 5 年には教員を対象としたコミュニティ・スクール推進委員会が新設されました。また、コミュニティ・スクールの拡充に伴い「西東京ふるさと探究学習」が位置付けられ授業の展開がみられました。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が互いに連携し有意義な活動が展開されるためには、学校職員への周知と、コミュニティ・スクール推進委員と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連携も大事になってくると思います。

▶ 「西東京ふるさと探究学習」は地域学校協働活動との連携も期待できる取組であるとともに、教科を横断した学習、授業づくりにもなっていく取組としても期待できます。

▶ 公民館活動では貸館事業だけでなく、子どもから高齢者、困難を抱える人々など多様な人々に多種多様な取組が多くみられました。特にコロナ後は就労世代へ、オンラインと対面のハイブリッドの取組は今まで参加できなかった世代を取り込むことができました。これからの講座はオンラインを活用することで更に参加者の幅が広がっていくことが期待できます。

▶ 図書館ではレファレンスサービス、ハンディキャップサービスをはじめ、ホームページのリニューアルと同時に西東京市の歴史的資料をデジタルアーカイブとして公開され、電子図書館としての機能の充実に向けた取組がありました。児童の読書離れがみられる今日、図書館が広く活用される取組を期待します。

▶ 公民館、図書館、文化財を活用した出前授業の取組がさらに展開されることを期待します。また、西東京市の文化財である下野谷遺跡が社会科の副読本として活用されること、そして、西東京市の文化財がさらなる学習拠点としての「地域博物館」の設置検討が推進されることを期待します。

<資料>

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 点検評価の内容

教育委員会は、前年度における次に掲げる事務の点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第21条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務に関すること。

第3 点検評価の実施、知見の活用等

教育委員会は、第2各号に掲げる事務について点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 教育委員会は、法第26条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けるものとする。
- 3 教育委員会は、報告書を作成したときは、法第26条第1項の規定により、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 教育委員会は、点検評価の結果を踏まえて、教育委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、教育委員会が委嘱した日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に西東京市教育委員会が委嘱した教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）の用語解説

あ 行

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

オリンピック・パラリンピック教育

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

か 行

学校運営連絡協議会

学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方などについての協議・助言を目的とし、学校職員・保護者・地域の関係機関の代表者などで構成される。

カリキュラム・マネジメント

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

教育支援アドバイザー

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等が当たる。

教育支援コーディネーター

各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

教育支援システム

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき” を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別の教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

ケース会議

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

校務支援システム

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個別指導計画

指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入するもの。

個別の教育支援計画

“気づき” を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録するもの。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。

さ　　行

持続可能な開発のための教育（ESD）

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

下野谷遺跡

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

スクールアドバイザー

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

スクールガード・リーダー

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校在が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

た　　行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

知・徳・体の育成

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育成し、「生きる力」を育んでいくこと。

ティームティーチング

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

適応指導教室「スキップ教室」

市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成 30 年度に小学校、2021 年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L 教室」と、児童が週 1 回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S 教室」がある。

特別の教科 道徳

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

は 行

パスファインダー

テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接・間接の交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」

18 歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していけるよう、成長を促すことを目的として設置している。

ま 行

マルチメディアディジー

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の書籍を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

や 行

ヤングアダルト（YA）世代

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13 歳から 18 歳を対象とした青春期特有のテーマ、友情・恋愛・自立・職業・生き方などを扱った読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集している。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ら 行

レファレンスサービス（調べもの支援）

利用者の研究や調査のため、どのような資料（図書・雑誌・データベース）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

令和6年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度分)報告書
令和6年8月

西東京市教育委員会教育部教育企画課
〒188-8666
東京都西東京市南町五丁目6番13号
Tel : 042-420-2822
Fax : 042-420-2891